

委 員 会 録

○名 称 決算特別委員会

○日 時 平成 2 9 年 9 月 2 0 日 午前 9 時 3 0 分から至午後 4 時 0 0 分

○場 所 和束町議会議場

○出 席 委 員 委員長 岡田 泰正 副委員長 竹内 きみ代
委員 8 名 欠席 0 名

○説明出席者 町長 副町長 管理職員

○議 長 等 議長 岡田 勇 副議長 岡田 泰正
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 今西 靖

平成 29 年和東町決算特別委員会

○委員長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

きのう 19 日に引き続き、決算特別委員会を再開をいたします。

委員の皆様をお願いいたします。

本委員会は、平成 28 年度の決算特別委員会です。28 年度の事務事業の審査に関連する質疑をお願いいたします。

なお、クールビズですので、上着は個々の体温に合わせて脱いでいただいて結構ですので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、質疑を続けます。

3 番、村山委員。

○3 番（村山一彦君）

それでは、事項別明細書に基づいて何点か質問させていただきます。

まず、8 ページですね。児童福祉費負担金というところで、不納欠損額が 102 万 600 円と上がっておりますが、これはどういうことでしょうか。ご説明願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

不納欠損分につきましては、保育園の保育料 8 件を不納欠損処分ということで処理をさせていただいているところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

3 番、村山一彦議員。

○ 3 番（村山一彦君）

そしたら、その隣ですが、収入未済額として 6 4 万 2 3 8 円と上がっておりますが、これは何件分でしょうか。

○ 委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長。

○ 福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

保育園の保育料でございまして、5 件分でございます。

以上でございます。

○ 委員長（岡田泰正君）

3 番、村山一彦委員。

○ 3 番（村山一彦君）

それじゃ、課長、これは徴収の見込みはどうでしょうか。

○ 委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長。

○ 福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

5 件分ということで、年度が異なりますので、実際ということは、お二人でございます。お一人につきましては、児童手当のほうから児童手当の支給時に定額天引きさせていただいて、納付いただいているところでございます。

○ 委員長（岡田泰正君）

3 番、村山一彦委員。

○ 3 番（村山一彦君）

徴収のほうに励んでいただきたいと思います。

それと、次は 1 2 ページですけども、住宅使用料として、収入未済額が 1 , 4 4 7

万 7, 8 4 1 円と上がっておりますが、ちょっと金額が高額ですねんけど、どういう意味か、ご説明願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

収入未済額につきましては、過年度分も含んでおります。過年度分も含みまして、1, 4 4 7 万 7, 0 0 0 円ということで、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

3 番、村山一彦委員。

○3 番（村山一彦君）

とすると、現年度分は幾らでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

現年度分につきましては。

○委員長（岡田泰正君）

資料、見当たりませんか。

○建設事業課長（馬場正実君）

済みません。調べて報告します。

○委員長（岡田泰正君）

3 番、村山一彦委員。質問、ちょっと変えてください。

○3 番（村山一彦君）

後でまたご報告願います。

ただね、過年度分と合わせても 1, 4 0 0 万というのは、今年度の収入済み額は 7

30万ということですので、非常に大きいと思いますので、やはり徴収のほうに力を入れていただきたいと思います。

それと関連するかどうかわかりませんが、82ページなんですが、委託料として、弁護士委託料として60万円上がっております。

これは成功報酬じゃなしに、契約だけの金額でしょうか。

その辺の答え願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

顧問弁護士ということで、年間契約させていただいておるということでございまして、年間の契約額でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山一彦委員。

○3番（村山一彦君）

年間の契約額が60万。そしたら、成功報酬というものは、そういうものが生じるわけですか。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

基本的に特別な費用がかからないケースにつきましては、この契約金額内で対応させていただいておるということでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

3 番、村山一彦委員。

○ 3 番（村山一彦君）

それでしたら、先ほどのこの 1 2 ページの住宅使用料で、高額な未済額が上がっておるわけなんですけど、こういうところにも弁護士を利用してという考え方はございますかどうか。その辺をお聞きしたいんですが。

○ 委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問でございますけども、現在、弁護士のほうに 2 6 年に入っていただきまして、その後、徴収事務を続けております。

若干なりともその関係で確約をいただいた方からは、徴収が進んでおりまして、完璧に入っていない方と、それから若干入っている方等について、今分けております。

現時点では、委員ご指摘のとおり、過去の収入未済額が結構あります。第一弾としては、その形をとらせていただきまして、次に次の手を打とうということで、今、検討しているところでございます。

○ 委員長（岡田泰正君）

3 番、村山一彦委員。

○ 3 番（村山一彦君）

こういう田舎では、弁護士を使うということは、なかなかなじみができにくいかなと思いますが、こう言っちゃ怒られるかもわかりませんが、悪質な方もいらっしゃると思いますので、その辺は積極的に弁護士の活用をお願いしたいと思います。

そしたら、続きまして、1 1 6 ページ、民生委員活動費補助金 1 7 1 万 8, 9 2 0 円と上がっておりますが、今、これに当たる民生委員は何名いらっしゃるか、その辺お答え願いたいと思います。

○ 委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

和束町の民生児童委員につきましては、23名でございます。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

先ほど村山委員からのご指摘の現年の未済分ですが、151万8,791円でございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山一彦委員。

○3番（村山一彦君）

ということは、過年度分がかなりの比率を占めているということですね。

それと、今の民生委員のほうですが、23名。これ171万を23名で割ったら、10万余を切るというような形になると思うんですが、確かに、究極のボランティアといえますかね、やはり、弱者救済のための民生委員ということで、大変なご苦勞をいただいていると思います。

それですね、この民生委員というのは、非常に長期にわたってやっておられる方が多いと思います。私の園区でも、たしか、もうことしで6期目に入っておられるんじゃないかと思います。

ということは、1期3年ということからすると、まあ15年は超えているということですが、それに対して、いずれ退任されるわけなんですけども、その民生委員に対する何かやめられたときに、感謝状とか、そういうものはお渡しさせていただいているのか、その辺のちょっと答弁いただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

まず、民生児童委員の定年の関係でございます。民生委員につきましては75歳が定年というふうになっております。また、児童委員につきましては65歳ということで、現在、和束町で民生委員活動していただいております住民の方につきましては、その定年に達していないということで、活動をしていただいております。

なお、3期以上持たれた民生委員につきましては、厚生労働大臣から表彰されるということになっておるところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山一彦委員。

○3番（村山一彦君）

ありがとうございます。

それで、これはちょっと民生委員の方から聞いた話なんですが、昨年度ハンセン病の施設の視察に行ってきました。

それで、その際、民生委員の方も多数参加いただいていたわけなんですが、後で食事の場で、ちょっと、いつも年度当初には委員を集めて会議があると聞いてます。

その際に、民生の人の中から、正月最初の会合には、町長は無理としても、副町長ぐらい出てきていただけないのかとおっしゃっておられました。

これは、民生委員からの生の声ですので、この辺はまたご検討願えたらと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、168ページ、負担金補助及び交付金ですね。農家民宿等広域観光受入体制整備負担金が910万円、その下に、農家民宿開設補助金63万2,000円となっておりますが、これは同じような感じするんですけど、ちょっとこの辺の説明をお願いしたいんですが。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

農家民宿等広域観光受入体制整備負担金910万円といたしますのは、活性化センターの事実上の運営費というふうになってございます。主に、そういったものが入っております。

一方、農家民宿開設補助金といたしますのは、去年2件開設助成という形でさせていただきました。実績でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山一彦委員。

○3番（村山一彦君）

私の親戚も農家民宿を開いているわけなんですけど、もうその際に当たって、カーテンでも耐火式、畳でもそういうふうないろんな縛りがあると聞いてます。

だから、補助金も出ると聞いてます。

その補助金は、この農家民宿等観光受入体制整備負担金から出るのではなくて、ほかの補助金から出るわけでしょうか。

その辺の説明、ちょっとお願いしたい。

○委員長（岡田泰正君）

犬石地域力推進課長。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

昨年度の農家民宿に関する補助金に関しましては、開設に当たっての諸手続等の補助金でございます。

それで、1件当たり50万円の補助上限を設けまして、そのうちで、かかった費用等、その整備費用等含めまして、開設時の補助金として出させてもらったものでございます。

○委員長（岡田泰正君）

3番、村山一彦委員。

○3番（村山一彦君）

50万円ですか。何か低いような気がしますね。いろいろ聞いてたら、大変に金がかかる。やはりトイレとか、そこら辺。ほんで段差もなくすとか、いろんなことが難しいことがあると思いますが、しかし、町長が移住対策の一環として、こういうことは大事かと思っておられると思いますので、いろいろな受け入れ体制を、府の補助金はもちろん、国の補助金も大事ですけど、やはり町としても、その辺で、後ろから、側面支援というんか、そういうような形も、今後ともいろいろ考えていただきたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上武津男委員。

○5番（井上武津男君）

それでは、私のほうから、1点お聞きしたいと思います。

20ページ、28ページ、118ページの社会福祉費関係で、障害者自立支援についての内容について、どのような支援を行っているのか。各支援内容を知りたいのでお願い申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

障害者自立支援の事業につきましては、身体・知的障害者等の施設入所に係ります費用の給付でありましたり、在宅障害者の各種サービスの利用に係る費用を負担しているところでございます。

また、障害者地域生活支援事業といたしまして、障害のある人が、日常生活、社会生活を営むことができるように、日常生活用具等の給付をさせていただいているところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上武津男委員。

○5番（井上武津男君）

どれぐらいの人々が、団体が、その支援に携わっておられるのですか。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

京都府内に事業所がございまして、近くで言いますと、いづみ福祉会でございます。実際サービスを受けられる方につきましては、26名サービスを受けられているということで、京都府内の事業所、遠い所でありましたら、亀岡市の施設でありましたり、そういう所でのサービスを受給させていただいているところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上武津男委員。

○5番（井上武津男君）

和束において、障害児の数は、現在どれくらいおられるのか、把握されておられたら、お願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田博之君）

済みません。ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきます。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上武津男委員。

○5番（井上武津男君）

ついでに、どの施設に何人預かっておられるのか。その点についてもお聞きしたいんですけども、それも一緒にお願いできますでしょうか。

それと、障害者作業所が加茂の里村にありますが、和束よりその作業所に赴かれている人数は、里村のほうの人数のほうは大体何名おられるか。その数ちょっと教えてくださいませんか。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

まず、先ほど言いました身体障害児童の関係でございます。

和束町で、現在手帳を交付されている方につきましては、2名でございます。

なお、各施設の入所利用状況につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上武津男委員。

○5番（井上武津男君）

当然、和束よりいろんな作業所や施設に行かれている方がおられますので、そこに対する支援というのは、どのような支援されておるのか、少しお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

障害者の施設の増築なり、新築の場合ですね、相楽地域内の市町村が協力いたしまして、補助金を交付させていただいているところでございます。

なお、運営の部分につきましての補助というものは、制度としてはございませんが、例えばですね、障害者の団体でありましたら、相楽聴こえのコミュニケーション支援事業ということで、手話通訳者設置事業に５８万４，３５８円、また日常の移動等の支援事業に係ります負担につきましては１８７万円程度支出しているところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

５番、井上武津男委員。

○５番（井上武津男君）

各、そういうその施設並びに作業所に対する運営に関する支援というものを、もう少しばかりでも町のほうからするべきではないかと、私も考えておりますけれども、町長、どのような考え方、お持ちでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

これからも障害者、そういった府も国のほうも、積極的にそういうような補助も設けておりますので、それ等把握しながら、実態もつかんで、障害者、また障害児、この辺の対象を把握して、きっちりと対処していきたい、制度に乗せていきたいと、努力していきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

５番、井上武津男委員。

○ 5 番（井上武津男君）

障害者であれ、健常者であれ、生活を行う上では同等の権利があり、差別されてはならないと私は考えております。

これからも弱者に対する自立支援については、よろしく願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○ 委員長（岡田泰正君）

8 番、竹内委員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

それでは、28年度の決算につきまして、質問させていただきます。

主な施策の成果の説明書にもございますように、28年度は、第4次総合計画の後期基本計画でスタートいたしました。

そしてまた、災害に強いまちづくりに向けた取り組みということにも取り組んでいただきました。

そしてまた、地方創生が本格化したという、そういう年度であったというふうに思っております。

その中で、災害に強いまちづくりということで、耐震ということで、かなり予算を費やしていただきました。

その中で、この庁舎の耐震につきましては、完成をいたしまして、先日の敬老会では、高齢者の方もエレベーターを活用して社協の会場に入るといふ、そういうコースを選択されまして、高齢者の方は非常に喜んでおられました。

よそに行かしていただいても、こういうエレベーターを使つての会場案内というのは、もう今までになかったことで、これが実現したことによって、私たちも心が豊かになりましたというふうなお言葉もいただきましてね、大変よかった、正解であったというふうに私自身もそのように思わせていただきました。

その中で、28年度は、人権ふれあいセンターの耐震補強もやっていただきました。

そのとき、当初予算でございますが、当初予算には、和束保育園の耐震補強も改修工事設計委託料といたしまして644万3,000円、当初に上がっておりました。

ところが、今回、それがどういったわけか、これは9月議会でしたか、補正で減額となっております。

この辺は、こういった流れでこのようになったのか、その辺を説明していただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

和束保育園の耐震工事の設計委託料の関係でございますが、当初予算で、確かに竹内委員おっしゃるように、予算計上させていただきました。

実際のところ、現場を確認いたしまして、一番の問題になってくるのが、ほこりの問題でございました。ほこり。

実際、庁舎の耐震工事もそうなんですけども、土日を利用して工事を実際されまして、実際設計の基本段階で検討させていただいたら、保育園の閉められる日が日曜日しかないということが一番大きな問題でございました。

日曜日ごとに工事に入る。そして、子供たちにもし万が一その肺とかですね、気管支が弱い、やはり子供はそういうところがございますので、やはり本来の日常的にできる工事ではない。特殊工事になるということでお話をいただきまして、実際、庁舎の耐震補強を実施されている業者でありましたり、設計業者に確認いたしましたら、到底その金額ではできない。

また、仮園舎といいますか、やはり子供たちの健康を考えますと、当然そういう方法も検討せざるを得ないという状況になりましたので、3月の専決のほうで減額をさせていただいたところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

8 番、竹内委員。

○8 番（竹内きみ代君）

そういたしますと、このほこり、それから長期間改修工事の日程がとれない。そう
いったところで、今回延期という形になったかという答弁やったと思うんですが、今
後におきましてね、その子供たち、小さい子供たちの命を預かるという、そういう大
切な保育所という建物でございますので、何とかしなければならないというふうには
思っていらっしゃると思いますが、その辺の計画ですね、今回はこれの予算ではだめ
だったということで、今後において、どのような計画をお持ちですか。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

現在、京都府のほうにも問い合わせをさせていただいているんですが、こ
の保育園の改修に係る補助金、交付金はまるきりない状況でございます。

実際、国の交付金につきましては、民間の保育所を建てるとか、そういうときには
補助金がつくんですが、園の改修というのは、現在、待機児童の問題がございまして、
公立の保育所の改修には何も当たらないということでございますので、実際、仮の園
舎を建てるんでありましたら、駐車場を利用して2カ年にわたって実施するとか、実
際、建物が2棟保育園、実際は1棟なんですけども、2棟ございまして、平家のほう
ですね、これについては、耐震の部分でいいますと、ひさしを取り除けば、耐震の補
強に十分耐え得るという報告が出ております。

まずは、その平家の部分ですね。ただ、子供のやはりその廊下といいますか、その
部分が狭くなりますので、2年、3年の事業になるかもわかりませんが、言いまし
たように、駐車場に仮園舎を建てる。もしくは最初にその平家の部分のひさしを取り

除いて、耐震を上げる。どちらかの工事を優先させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

いずれにいたしましても、新しく建設をしていく以外に方法はないと。そして、今現在ある平家のほうを屋根を外して改修をしていく。そういう方法しかとれないという答弁でございました。

本当に、私たちは、もうすぐにでもできるものだというふうに思っておりました。

ところが、そういう問題が出てきまして、これは非常に予算もかかり、また年数もかかるということで、今後の課題になっていくかとは思いますが、ここは避難場所にもなっておりますのでね、やはり早急にその辺は検討していかなければならないと思います。

町長、いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

この保育所の件ですが、これも委員ご案内のとおりでございますけども、三十数年ですか、まだどっちかというたら、それに建った建物でありまして、それが今回、耐震の今日的な強度の問題で、全部和束町の施設を調査させていただきました。

そうすれば、今ありますけども、ちょっと、課長のほうからありましたように、平家のところですけど、前ちょっと出ているんです。あれ今こっち、長いのと、この建物、これが危ないということですから、本体はそのままその構造で残って、耐震、耐えられる状態であります。

そういうことを、こちらだけをとってしまったら、もういいんですけども、廊下が

狭くなる、こういう問題を抱えております。

ある意味では、ほかの施設ですと、非常にもう詰まってやらなきゃならない問題あります。もう少しこう検討できる余地があるというように私は理解いたしております。

30年たって建てかえるというような状況では、ちょっと今の状況でもないし、それともう一つは、補助金がですね、今ありましたように、そういうものにはないわけですから、完璧にいろんなことを、耐用年数もありますのでね、そういうことを考えていきますと、非常に難しい問題が残りますので、もう少しこう吟味しながら、検討しながら進めて、それ今話ありましたように、そういう方向で十分今後検討していきたいと、このように思っております。

あそこだけですけども、落ちたら、倒れたらということですけども、まあまあ、今までの中で、そのまましているんですけども、これもちょっと検討して、とるべきか、大きい柱を入れて補強すべきか、これのどこなんですが、これも早急に検討していきたいと、このように思っております。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

大都市では、待機児童が大きな問題になっております。

和東町では、180名収容できるという、それは本当に私たちも自信を持って和東にどうぞ来てくださいと、定住移住をしていただいた場合でも、すぐにでも入れますよというふうな、これは和東町のキャッチフレーズであるというふうに思っております。

ですから、これからの時代ですね、非常に大事な部分を占めてまいりますので、早急にそこは対応をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、人権ふれあいセンターの今回の耐震、改修も行われました。私たちも委員会として視察をさせていただきました。

その人権ふれあいセンターですが、今回の改修されたこの会館にですね、台風１８号で避難された方はどれぐらいいらっしゃいますか。

○委員長（岡田泰正君）

井上人権啓発課長、答弁。

○人権啓発課長（井上順三君）

お答えいたします。

先般の台風１８号の避難された方は、１０名避難をされました。

○委員長（岡田泰正君）

８番、竹内きみ代委員。

○８番（竹内きみ代君）

台風５号のときも、それぐらいいらっしゃった。１８号でもそれぐらいいらっしゃったということで、非常に人権ふれあいセンターが、住民の皆様にとりましては、行きやすい場所になってきたんではないかというふうに思います。

１３年に法が切れまして、一般財源化されました。その中で、一般財源化された中で、皆さんの会館ですよということをＰＲしながら、ここまで１０年以上やっていただきました。

その中で、雇用という問題につきましても、就労、そういったことも経験を積んでいただいております。

これは、私はまた一般質問でこの問題取り上げたいと思っておりますが、就労に対してね、どんな取り組みをされているか、ちょっと答弁願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

井上人権啓発課長、答弁。

○人権啓発課長（井上順三君）

お答えいたします。

現在、ふれあいセンターでは、隣保館運営事業の中で、相談事業として、生活相談、

教育相談、就労相談等、幅広く行っております。

その中でも、就労対策としての相談は、重要な相談の一つであると考えております。

若年層から中高年層の方まで幅広く相談を行っており、一人一人の抱える問題を的確に把握して対応していくことが重要であると考えております。

また、一方では、相談者のプライバシーに配慮しつつ、ご自身の希望に合った職種に就職が結びつくよう、取り組んでおります。

一方、人権ふれあいセンターにおきましては、毎週1回、金曜日でございますが、ハローワークから求人情報が届きます。

その都度更新を行いまして、地元を初め、周辺事業所の求人情報を中心といたしまして、住民の方に周知を行っております。

また、介護福祉関係やパソコンなど、さまざまな資格を習得するための職業訓練といたしまして、企業の就職説明会やセミナーの情報をチラシ等によりまして、館内に設置しております。また、閲覧につきましては、常時できるようになっております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

ただ、隣保館というお仕事もあるのかもわかりませんが、人権ふれあいセンター、皆さんのものというような考えのもとに、今もね、答弁いただきましたように、就労につきハローワークと連携をしながらという答弁をいただきました。

このところで、もっともっと拡大していくという方法、昨年法が変わりました。28年度に。国のほうでは、国に届けなくても地方自治体で和東版ハローワークというのができるようになりました。

そういったこともしっかりと踏まえていただきながら、これからも進めていただきたいと思います。これはまた後日質問したいと思います。

それと、もう１点ですが、ほかに、この耐震補強で、公共の施設ができないのは、診療所と社会福祉センター、これは何回も答弁を聞いておりますのでわかっておりますが、もう１点、体験交流センターにつきましては、かなり古い建物であるというふうに認識はしております。

５６年以下の建物であるというふうに思っておりますが、それ以後に耐震化されたのかどうか。その辺、答弁願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

体験交流センターにつきましては、京都府木津高等学校の和東分校ということで廃校になりまして、本町のほうにお貸し願えたというんでしょうか、なりました。

その後、内装をさわりまして、教室、各教室ございましたけども、あのホールであったりとか、その当時は給食ルームというんでしょうかね、食堂みたいな形、また厨房という形で整備させていただいておりまして、その時点でなったのかどうなのか、ちょっと私自身といたしましては、認識というか、お答えをお持ちしてないというところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

８番、竹内きみ代委員。

○８番（竹内きみ代君）

今は、教育委員会連合の拠点にもなっております。

そういった中で、余り最近、耐震化をされたというニュースは聞いていないんですが、その辺、副町長、いかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

奥田副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

今、農村振興課長のほうから答弁しましたけれども、京都府さんのほうから譲り受けまして、その後、耐震補強並びに耐震診断のほうは、今現在やっておりません。

多分、年数から言うたら、昭和５６年以前の建物ですので、多分、耐震の関係がクリアできるか、今後調査したいと思っております。

○委員長（岡田泰正君）

８番、竹内きみ代委員。

○８番（竹内きみ代君）

本当に、５６年以前の建物である、これは間違いございません。あそこは木津高の分校でありました。

そして、今団塊の世代の方たちが卒業されたと、そういうところ辺、最終ですね、それからは和東町に払い下げになりまして、そして、和東町として使わせていただいておりますが、やはりここの耐震化、これ避難場所にもなっておりますのでね、急いでこれは調査して、していただかなければならないと思います。

総務課長、いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

委員ご質問のございました体験交流センターでございますけれども、建築年度が昭和４３年ということで、５０年近くたっておるというところでございます。

１点、公共施設につきましては、過去に耐震の診断を実施したというところでございますけれども、体験交流センターは、その時点ではまだ和東町に移管されてなかったということで、実施はできていなかったということでございます。

今後は、和東町公共施設等の総合管理計画も策定させていただいておるということ

でございます。

これに基づきまして、施設の管理を進めていくということになるわけでございます。

当然体験交流センターにつきましては、耐震診断ができていないということでございますので、まずは診断のほうを実施していくということで計画してまいりたいと思っております。

ほかの施設、診療所、社会福祉センターにつきましては、監査委員さんの意見にもございましたように、複合施設に統合していくべきではないかということでございまして、町のほうもそういう方針で進んでいくということでございます。

まず第1に、住民の方の安心・安全を前提に検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、よろしくお願いいたします。

次に、決算審査意見書の中の第6表でございますが、収入未済額について、少し質問させていただきたいと思います。

決算委員会では、いつも議員の皆様が質問をされておりますが、この収入未済額、非常に28年度はふくらんでおります。

特に使用料及び手数料、そして水道使用料、これがこの5年間の中で突出をいたしております。

この使用料ですが、昨年よりも悪化もしておりますし、非常にこれ全部合わせますと、一般会計、特別会計合わせますと、1億1,196万4,000円という、これだけ、1億以上の収入未済額、これは非常に厳しい問題であるというふうに受けとめざるを得ないというふうに思います。

この使用料につきましては、非常に1,447万8,000円というふうに出ております。

ここのところをどのように、これまでも対応していただいているのか、担当課長にお尋ねいたします。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

私のほうでお答えさせていただけるのは、水道と下水道、それから住宅使用料になります。

まず、先ほど村山委員のほうからご指摘がございましたように、現年としまして、住宅が150万円強、それから駐車場が10万円弱、それから水道が190万円、それから下水が72万円で、合計427万1,833円ほどの未収入がございます。

特段大きな問題としましては、住宅です。1名の方が約100万円、75万円という未済を発生させてます。

この方につきましては、基準外に所得がなっておるんですけども、再三指導はしておるんですけども、なかなか入ってこないということで、この方だけで約80万円の未済がございます。

あと、それに続く方が約4名おられまして、この方々については、幾ばくかの、先ほども言いましたけども、次の手段をしなければならないという状況にあらうかということで、検討に入っております。

あと、傾向として、調べてみたんですけども、大体、上下水道で調定総数が1,746ございます。そのうち、口座振替が1,522、納付書が194ということで、口座振替の部分の未済が多く発生しております。

これにつきましては、従前、納税組合であつたりとか、水道組合であつたりということで、近所回りで貯金をしてもらって、そこから落としていた時代から、完全自動

振替ということで、口座振替に移行しております。

その関係で、大多数の方につきましては、再振替等々で入ってはくるものの、常連一部の方につきましてはなかなか入ってこない。その方が約50名強おられるという状況でございます。

この方々を、今後どのように対応しているのかということで、次の手段、何らかの手段を入れるということも含めて、検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほうよろしく願います。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

住宅につきましては、1名の方が75万から80万滞納されている。あと4名の方がいらっしゃる。ということは、5名の方でこれが1,400万ぐらいの滞納になっているという、そういうふうなふうに聞こえました。

それから、水道ですが、水道は何件ぐらいが滞納になっているのか、件数わかりますか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

水道につきましては、5月31日現在の数字を持っておりますので、この時点では103人。ただ、そのうちの約10名の方につきましては、基本料金、これはほぼほぼ翌月とかに行って、ほぼいただいているというような部分もございます。

これは再振替でも落ちなかった部分ということで、もう一度お話をしに行ってもらっている方もございます。再振替の通知で納付に来られる方もおられます。

この方を含めると、約20名がほぼほぼ消えますので、ほぼ80名近い方になると思います。

先ほどご指摘のございました1,400万につきましては、ほぼ100万円を超える住宅の使用料が3人、それから100万円に近い方がお二人、50万円台が1人、それから20万円台がお二人ということで、ここで約10人の方が、100万円が10人の方、合わせまして、100万円の方のうち、10人のうち2名の方が約200万円を払っておられないというような状況でございます。

言葉悪いですが、分けていきますと、5人の方がもうほぼほぼ全く町の話に向きもしないという状況を発生してまして、残りの5人の方につきましては、若干たりとも過年度の現年プラス過年度でお支払いいただいているということになろうかと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

はい、ただいまの答弁を聞きまして、驚いております。

200万円もためていらっしゃる方がいる。そして、100万円が3人、100万円以下が2人、50万円が1人、20万円が2人、こういう実態を聞かせていただきまして、これに対してですね、どういう手を打っていかれるのか。

今現在、どういう手を打っていらっしゃるのか。その辺は苦勞していただいていることはわかります。

しかしながら、その入居されている方は耳を貸さないという、今の答弁でもございました。

この対策をですね、どのようにやっていかれるのか。これは大きな税金でございます。

その辺、いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えいたします。

先ほちょっと竹内委員のほうの人数ですけども、修正させていただきます。

200万円がお一人、180万円台がお一人、160万円台がお一人、140万円台、130万円台ということで、あと100万円台の方が5人ということでございますので、よろしくお願いします。

現時点で、一度見直しをかけるということで、弁護士に入っていただきまして、滞納処理をした時点で、不納欠損に落とした部分と、それから残った部分に関しましては、弁護士の命で払う払わないということの約束を取りつけたんですけども、約束が紙で終わっている方が、この中におられるということは現実でございます。

次の手段としましては、もう一つとしては、住宅の場合につきましては、保証人がおられますので、保証人に対して債務の弁済を求める方法をとるか、もしくはそれに合わせて退去命令等々出していくか。あとは、本町の条例整理する中で、差し押さえ等の法的手段をとっていくかという3つの方法が今後あるかと思っております。

それを逐次今後調整協議しながら、行っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

私も調べました。そして、よその自治体は一体こういう問題にどういうふうに取り組んでいらっしゃるのか。それを調べましたところ、やはり他の自治体でも悩んでいらっしゃる問題であります。

そこで、今答弁ありましたように、住宅に入るには連帯保証人が要ります。その連帯保証人にも通知を行う。そしてまた、連帯保証人も含めて面談をする。こういう方法をとっていらっしゃいます。

ですから、やはり、その役場対本人ではなかなかうまく話が進まないということもございまして、こういうふうにされております。

もう1点は、徴収方法といたしまして、課内で、滞納者面談を年2回程度行う。そして、現年度分の納付なしの入居者にはもう退席してもらおう。もう出ていっていただくとか、そういうふうな、これはよその自治体をずっと調べました。

滞納の多い所はこういう方法をとっていらっしゃいます。

ですから、本当に公正公平という中で運営していっていただく。このことをやっていくにはね、こういった厳しいことも必要ではないかと思います。

その辺、いかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

ご指摘の件でございます。

同意見というわけではございませんが、今の段階で優しい気持ちで何とか払ってくださいというような状況では払ってもらえない方が出てきているのは現実にあると思います。

これにつきましては、いろんな方法を、今検討しております。

一番簡単な方法としましては、もう1回弁護士との相談、これも専門弁護士を入れないと、なかなかその辺のことが難しいということも調べた中では出てきてます。

あとは、差し押さえ等の方法も含めまして、検討したいと思いますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

平成26年には、弁護士と協議をされまして、一定の成果を上げられたという実績

もございます。悪質な方には対応していくということで、26年はその成果があらわれております。

ですから、それをやめると、途端にこういうふうになってきたということもありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

水道につきましては、これも非常に大きな2,000万以上の水道代、払っていらっしゃる方がございます。

この水道というのは、もう生活のかなめでありますし、命をつなぐものでもあります。

しかし、この水道代、水道を使いながら、水道代を払わない。これがいかに私たちにすれば納得のいかないことであり、また真面目に納税されている方につきましては、非常に大きな問題であるとも思っております。

この辺は、いかがですか。どのように掌握されてますか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

水道につきましては、大きな方で約50万円の方が最大ぐらいになります。あとは20万円台の方がほぼほぼでございまして。

済みません、水道につきましては、100万円台の方が若干おられたということで、確かに水道代金につきましては、1,000万を超える、2,000万弱近いという状況にはございます。

これにつきましては、給水停止という方法が一番早いとは思いますが。給水停止にしていまいますと、そこの家の水道が出ないということで、何らかの処置がされるということになるんですけども、現実もう給水停止行っているところはございます。

そのまま生活されている方もおられるんですけども、今のところ、こちらについて

も給水停止をどの時点でやるかということがもう最終の手段になってきてます。

もう一度本人さんとも調整しながら、かかりたいと思いますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

これもよその自治体を調べました。

そうしますと、その給水に踏み切るという、そういうことが出ておりました。どこの自治体でも大変悩ましい問題ではあるんですけども、そこまでしないと、というようなこともあるのかなという思いもいたしました。

これは人の命にかかわることですので、そこは適切な判断、適切な対応というのが非常に大事になってきます。

しかし、お一人で水道代100万円、お一人でというか、1件ですね。

そういう方々には、意識改革というものを持っていただかないと、大事な水であるという。

ですから、こういう基本的なところから対応していただく。こういうことも必要になってくるかと思います。

ですから、本当に担当課としては大変と思いますが、担当課の中でしっかり協議をしていただいて、同じ方が行くのではなくて、また、ときには副町長やら、いろんな方にも応援をしていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

最後にもう1回、決意だけ言ってください。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

まことに厳しいご指摘でございます。

担当課としましては、一応、それなりという話になりますけども、徴収業務は日々行っております。この点については、ご理解願いたいと思います。

ただ、過年度からのかなり大きな滞納は確かに見受けられます。年に5万円ためられた方が20年という方もおられたりもしますので、その辺も含めまして、再度、もう一度整理した上で、強硬な手段にはならないような形での処理をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

次に、この第7表のところの不納欠損のところを少し質問したいと思います。

この不納欠損の額は、28年度は約27年の3倍ぐらいの数字が出ております。

全会計で637万9,000円、一般会計366万9,000円、特別会計で270万円という金額が出ております。

この不納欠損というのは、もうどうしようもないと。水泡に消えていくという金額でございますが、この中で、事項別明細書の2ページですが、この2ページの固定資産税、ここに不納欠損では195万、そして、収入未済額として1,700万余が計上されております。

これはこういった内容のものか、お答え願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

細井税住民課長、答弁。

○税住民課長（細井隆則君）

固定資産税の不納欠損でございます。

固定資産税の不納欠損額が195万4,931円となっております。そのうち、時効消滅とそれ以外の理由ということになります。

時効消滅が140件、これ約130万円、残りがその他ということで、居所不明で

あったり、資力がもうないという判断を、税機構のほうからの情報によりまして、不納欠損処理、最終和束町でしますが、そういう内容となっております。

それから、収入未済額でございますが、収入未済なんですけども、件数としては346件、128名分でございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

今の答弁では、時効消滅140件ということは、亡くなられて、その後、引き継ぐ人もなく、固定資産を支払うこともなく過ぎているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

細井税住民課長、答弁。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

もちろんそういうケースもございますし、本人いらっしゃって、資力がないということで、5年なり3年なり経過したときに時効消滅という場合もございます。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

本当に引き継ぐ人がありながら、そこが払えられてないというのはおかしい問題だと思いますが、やはりそのところ明確にしていくというのは、和束町にとりまして、これは大きなプラスになっていくと思うんです。

先日も、これはニュースで言うておりましたが、今、所有者不明の土地がふえているという、これは取り上げられておりました。面積的に言いましても、すごく大きな

数字を示しておりました。

その数字は、九州全体が不明だというような、大きな国家的問題になっているという、こういうお話がございました。

今、団塊の世代の方が、2030年には80歳になります。

そうしたときに、私の土地はどこかわからないというふうなことが、ますますふえてまいります。

そこで、町としてもね、固定資産に関して、しっかりと取り組んでいかなければならないと思うんです。

精華町がその取り組みをもう始めておられます。それは死亡届を窓口を受け付けたときに、農地や森林を相続する際に義務づけられている届け出、これを必要となる諸手続を一環で示した資料を相続人に渡しております。こうすれば、一石二鳥なんです。

さらに、手続のため相続人が来庁した際は、固定資産税係が総合窓口まで出向き、法務局などで相続手続が必要となることを説明し、相続登記の際に提出する書類のリストを渡している。

こういうふうにしていけば、1件1件、慌てなくても、きちっとやっていただけるというね、これが精華町がこういう成功しておりますという新聞の記事がございました。

やはり、その田舎やからきちんとつながれるであろうというふうなことではなくてね、本当にそこもしっかりと、この固定資産税でのこの不納欠損、滞納、これはね、少し時間かかるかもわかりませんが、もっともっと減っていくと思います。

この辺の対応、どう思われますか。

○委員長（岡田泰正君）

細井税住民課長、答弁。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

その件につきましては、昨年だったと思いますが、この議会の席で、ご質問なり、御助言ということでいただきましたことがあったかと思います。

税住民課窓口のほうでは、それをきっかけにしまして、死亡届が出された際に、これ農村振興課の関係にもなるかと思いますが、特に農地等お持ちの方へのご案内というのは、ちょっと一文として入れるようにさせていただきました。

ただ、なかなか相続、土地の不動産の相続というのは手間もかかりますし、エネルギーもかかるということで、なかなか踏み出せない方がいらっしゃる。もう何代も前に亡くなっているのに、なかなかされてないというのも現実がございます。

今、私のほうで把握しております、どこに請求していいかわからない土地というのは、全部で5筆ございます。恐らくこれは、5筆ございますが、所有者としては2件となっております。

1件については法人で、もう実態がないところでございます。あと1件については、誰々ほか百十何名ということで、恐らくこれはもうかなり昔にこの登記がされて、それ以降、全然相続登記がされてないということで、いうことになっております。

それが今、把握できている範囲では、そういう5筆でございます。

いただきました精華町の事例なり、また研究させていただきまして、事務を進めてまいりたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

奥田副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

少し固定資産の滞納の関係で補足説明させていただきたいと思います。

まず、議員の言われるとおり、固定資産といいますので、資産が当然あるのやから、何でこの不納欠損だという話だと思います。

もちろん滞納になりましたら、督促、催告書を送りまして、そして、どうしてもそれに対応してもらえなかったら、時効の中断をかけるために、一応差し押さえを基本

的に行います。

そして、差し押さえをさせていただいて、資産の凍結をさせていただきます。

ところが、大変資産で土地にもいろいろございますけれども、債権者というのが他にもおられます。

そして、和束町の税が、税というのはかなり優先順位が高いんですけれども、やはり、債権者の金額、また順番によって、これは配当が変わってまいります。

裁判所のほうで、これが裁判にかけられまして、資産の売却、競売にかけられた場合に、そして、それが配当順に分けられるわけなんですけれども、和束町が全ていただけるといったものではございませんので、その結果によっては、全然もらえない、また少しの配当があると、そういった競売にかかった場合には、そういった経過がございます。

そういった残りが、もうそういった滞納の競売にかかりましたら、もうその資産については、もうそれ以上取ることができませんので、不納欠損という形に上がってくる場合がほとんどでございます。

そして、まだ、競売にかからなくて、資産凍結ということで差し押さえしている物件もかなり税のほうでは持っております。

そういったことで、固定資産については、もちろん資産があるのだから、当然それに対しての差し押さえできる分は全部差し押さえしていくと。

競売にかかりまして、そして配当がありましたら、それいただいて、残りはもうそれ以上の整理はできませんので、不納欠損させていただくと、このような流れになっておりますので、ご理解のほうよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

質疑の途中ですが、ただいまから１０時５０分まで休憩をいたします。

休憩（午前１０時３９分～午前１０時５０分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

８番、竹内きみ代委員。

○８番（竹内きみ代君）

それでは、最後になるんですが、固定資産の件に関しましては、先ほど答弁いただいたとおりでございます。

先ほど精華町の紹介をさせていただきました。精華町でも、この制度を取り入れたときは、年間二、三件しかなかったと。しかし、今、２０１１年以降は、年間２０件程度になってきたという、そういうことが出ております。

これは何らかの後押しになっていくということで制度を始めましたというふうに言っていられっしゃいます。こういうこともやはり和東町でもしっかり取り組んでいけたらなというふうに思います。

先ほども言いましたが、団塊の世代が８０歳を超える２０３０年、大量のこういう問題が起きてくるであろうという想定も、国もしておりますので、その辺、あわせまして、町長、こういう制度、いかがお考えでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

精華町の件につきましては、前回のときも竹内委員からもご指摘あった答弁のなにてありましたけども、町としても、非常にこの時代の流れから、今言われましたように、団塊の世代大きく変わってきています。いわゆる、地方と都市とか、都市化傾向が続いてきている面があります。

そういった面から、十分検討していく価値は、価値はというんですか、必要であろうかと思っておりますので、先ほど税住民課長も答弁しておりますように、十分そういった制度も視野に入れながら、研究もさせていただくということで進めてまいりた

いと思います。

○委員長（岡田泰正君）

8 番、竹内きみ代委員。

○8 番（竹内きみ代君）

今回は、不納欠損、収入未済額について厳しく質問させていただきました。また、来年もこのような質問は、もうしなくてもいいような環境になればいいなというふう
に思いまして、質問を終わります。また、午後からさせていただきます。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

先ほど、災害対策の関係で少し質問出ておりましたので、関連して少し、まずお聞きしたいと思うんですけども、これは182ページの災害対策費の中の備品購入の中で、災害対策用発電機と災害対策用備品がそれぞれ計上されております。

これについて、具体的な内容について、説明をお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

平成28年度で執行させていただきました、防災備蓄品等の整備事業でございます。
合わせて262万7,734円になろうかと思います。

このうち、内訳といたしましては、可搬式の発電機6台と屋外型の防雨型の投光器
7台を購入させていただきました。

可搬式の発電機と投光器の台数につきましては、指定避難所で整備ができていなかった分を28年度で購入させていただきまして、指定避難所分を整備させていただいたというところでございます。

もう1点、防災備蓄倉庫、これと和束小学校へ設置をさせていただいたというところでございます。

それと、簡易トイレでございますけれども、これを10箱購入させていただきました。

あと、備蓄用の食料の関係でございますけれども、まずアルファ米、お湯、水を注いだらできるご飯でございますけれども、これを1,200食、あと缶入りのパンを360食、水でございますけれども500ミリリットルを1,320本、買わせていただきました。

それと、毛布を整備をしておるわけでございますけれども、絶対数も不足しておるということでございます。アルミのいわゆるレスキューシートと言われるものを1,000枚購入させていただいたというところでございます。

今回購入させていただいた分につきましては、新しく購入させていただきました小学校、あるいは海洋センター前の備蓄倉庫、あとは庁舎の備蓄倉庫等に置かせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

それで、和束小学校に備蓄倉庫を置いていただいたりとか、また、その中に入れていただく分も含めまして、今、備蓄についてご報告いただきました。

それと、この間、小学校以外に和束中学校のほうも、避難所として防災計画の中で位置づけをされるということで、この間お聞きをしておりますけれども、以前、そうであったんですけれども、十分その現場のほうにその旨が伝わっていないということで、これは当時、連合のほうでもお話ししたわけなんですけれども、その辺については、その後どのように町としては対応されているか。

また、和東中学校における避難所、目の前に海洋センターがあるという面もあるんですけども、ただやはり、指定されたという点で、中学校での避難所としての機能を高めていくという点での取り組みはどのようなのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

以前、岡本委員からご指摘ございましたように、地域防災計画の見直し時に避難所の充実を図るということで、和東中学校につきましては、過去、広域避難所ということで、グラウンドを指定させていただいていたのみでございました。

見直しの際に、耐震工事も済んでおるということでございますし、海洋センターと隣接はしておりますけれども、収容人員等の拡充を図るということで、指定をさせていただいたというところでございます。

その指定時におきまして、相手方、当事者のほうとの連携が密にできていなかったということで、それについては反省をしておるというところでございます。

それ以降につきましては、連合の教委のほうと調整をさせていただいて、以前にもお答えさせていただきましたが、協定書をつくるという形で進んでおるというところでございますけれども、その事務局同士で案のやりとりをさせていただいておるのが続いておまして、まだ協定の締結までには至っていないというところではございます。

ただ、もう実務的には、避難所という形で、和東中学校分の備蓄につきましては、海洋センター前の備蓄倉庫に合わせて整備をしておるということでございます。

この間の台風１８号におきましても、避難所として、想定指定しておるというところでございますので、鍵等は中学校のほうからお借りして、必要に応じて使用するという体制をとったというところでございまして、一定の連携はできておるというところ

ろでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

もちろん中学校については、目の前に海洋センターがあるという面はあるんですけども、ただやはりどのような災害ということも想定をされますので、中学校として独自に、その機能を果たせるようなことも含めて、今後強化していただきたいというふうに思います。

それで、この28年度につきましては、主な施策の成果の説明書の冒頭にもありましたように、熊本地震が年度当初に発生をいたしました。

それで、益城町を中心に震度7の激震が2度にわたって襲いまして、大変な被害が発生したということは大変記憶に新しいところなわけですがけれども、その熊本地震のときに、新しい問題として、災害対策という点で出てきたのが、屋外避難という部分だったと思うんですね、一つは。

やはり、揺れが激しくて、二度にわたって振る中で、耐震工事を施した学校施設等も使えなくなる。また、自宅自身ももちろん倒壊のおそれが強化されて、とても帰れないという状況の中で、自家用車等で避難をするというようなケースが増大したということで報道もされております。

その中で、生まれてくる問題として、そういった方へのこのいろんな物資の供給であるとか、またエコノミークラス症候群等の健康上のリスクというものの強まるということで、大変その辺に対するケアという問題も、新しい問題として出たと思うんですね。

その辺について、それから1年以上たつわけですがけれども、まだ見直しの段階かもしれませんがけれども、いつ大きな地震が襲うかわからないという中で、こういった点に

についても検討を進めていただいているとは思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

今、委員ご質問ございましたように、熊本地震で課題となりましたのは、いわゆる車中泊避難でございます。

当然、その問題につきましては、国のほうも重要な課題という形で、一定の検討をいただいておりますという認識を持っておりますでございます。

また、京都府におかれましても、平成２８年度中に、熊本地震を踏まえた車中泊避難の対応検討会というものを開いて、３月に一定の報告がありました。

これにつきましては、モデル市町村ということで亀岡市を選定されました。人口規模１０万人が適当であるということでございまして、その検討を進められたというところでございます。

その中で、課題を踏まえた対応方針として挙げられておるのが大規模災害時に車中泊避難が発生した場合を想定した専用避難場所、大規模駐車場等、あらかじめリストアップすると。

あと指定避難所においても、車中泊避難所に一定対応できるよう、駐車場を区分けする。

行政として、避難者数を把握しやすいように、車中泊避難についてのルールづくりや車中泊避難を想定とした運営マニュアルを整備すると。

それと、委員ご質問にもございました、エコノミークラス症候群防止を初めとした環境整備及び健康対策を行う。

車中泊からまずは速やかに自宅へ帰宅できるよう、また帰宅が困難な場合には指定

避難所への移行をスムーズに行う環境を整備するという事で、一定の対応方針が出されたというところでございます。

この方針をもとに、京都府におかれましても、地域防災計画の見直しをされたというところでございます。

本町におきましても、地域防災計画の見直し、これ以外にも法律改正等もございますので、近々、その地域防災計画の改定に着手しなければならないという認識を持っておるわけでございます。

当然、そういった中で、この車中泊避難についても触れられるということが想定されるわけでございます。

ただ、車中泊避難を推奨するものではなく、基本は、指定の避難所へ避難していただくというのが基本であるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

もちろん、今言われましたように、車中泊でよいということでもありませんし、もちろんそういった意味では、避難所に避難していただくということが基本になるかとは思いますが、ただ、やはり、この間、熊本地震でいろんな話になったのは、先ほどの車中泊の問題もそうですけども、避難所におけるそれぞれプライバシーの問題であるとか、また障害者の方、また子育ての赤ちゃんとか妊婦さん等の、そういういわゆる災害弱者と言われているような方々が、同じ空間の中で過ごすということ自身が大変リスクは高まってしまうと、いろんな精神的な部分も含めまして、あります。

じゃあ、そういった部分も含めて、いろんなケースに対応するという点が大変新しい問題として出てきているわけですけども、先ほど、特にそういう妊婦さんであるとか、子育ての関係の方とかいう部分での避難がもし必要になった場合の受け入れ対応

ですね。もちろん物質的な問題もそうですし、また、いろいろなケア面ですね、保健師さんとか、そういった部分もあると思いますけども、その辺についての新しい課題としての対応というのはどのようなになっているのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

中嶋総務課長、答弁。

○総務課長（中嶋浩喜君）

お答えいたします。

いわゆる要配慮者におきます避難場所の確保ということでございますけれども、本庁におきましては、福祉避難所という形で、和束町老人福祉センターと協定を結ばせていただいた「わらく」と2カ所を指定させていただいておるところでございます。基本的なそういった方々で長期に避難することになりましたら、まずはその福祉避難所を活用してまいりたいと思っておるところでございます。

ただ、当然、両施設におきましても、収容人員に限りがございます。

そういった中で、ほかの指定避難所の中で、いかにそういった要配慮者の方々を快適に過ごしていただくスペースを確保するというのが課題でございます。

その一般避難所の中でも、一定の仕切りを設けて福祉避難所コーナーという形で、授乳スペースとか、そういったものを確保するというのが京都府なりのマニュアル等にも載っておるとい、ガイドラインにも載っておるところでございますので、本町におきましても、そういったものを踏まえまして、適切な対応をとってまいりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

毎年ですね、地震であるとか、また今回も含めまして、大雨であるとか、さまざま

な災害が毎年想定以上の被害というのは出るような災害は続いております。

その中で、そのたびに新しい課題も明らかになるわけですが、今答弁いただいた対応の関係とかも、大変重要な中身があると思うんです。

ただ、やはり、なかなか行政のほうとしては、地域防災計画の見直しを行う中で、それを行ってからも、住民に周知するという段取りがあるとは思いますが、ただやはりそれを待っておりますと、なかなか間に合っていないという状況も一方であると思いますので、そういうのを待たずでも、確定したものについては、住民に対する周知も含めて、今後強化していただきたいというふうに思いますので、今後これは取り上げていきながら、改善のほうをお願いしていきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、これはきのう、ちょっと中途半端になりましたので、もう少しだけ聞いておきたいんですが、これは事項別明細で言いますと、150ページあたりですね。清掃費、それから相楽東部広域連合負担金にかかわる問題ですが、きのう町長に、いわゆる28年度につきましては、稼働期限が迫っているクリーンセンターをどうするのかという点での、特に地元の住民の方への働きかけはどうであったかということをきのうお聞きしたわけですが、ちょっと私が聞きたいのは、結局、この28年度中に、町長としてなのか、連合として、立場いろいろあると思うんですが、地元、下島はもちろんですし、周辺の石寺区や、また撰原区等に対して、あの提言の中身をしっかりお伝えをして、町として、また連合としての考えをお伝えするという、そういう機会は持てたのかどうか。

それだけちょっと、まず端的に答弁いただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

堀町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

きのうも答弁させていただきましたように、28年度のその後のどういうようにや

っていくかという答申は、4つの案がありました。

4つの案で一番していかなきゃならない、そういった面について、関係市町村ですね、関係した所とも協議を進めるというのも優先度でやってまいりました。

地元は、先ほどもありました、連合の議会でも答えておりましたように、この20年というの、協定というのはやっぱり真摯に受けとめて、今までやってきているものですので、この辺のところがまず大事にしていこうということになりますと、まずほかのお願いしていくところの方法というのを優先度を高めてやってまいりました。

しかし、その辺が不可能とするならば、一つ一つ消していくということになるわけなんです、その辺の時期というのを、連合のほうでも十分に検討しながら、そして区の役員の皆さん方、区のそういったところにも示唆をさせていただきながら進めておると、こういうことであります。

よく言われますのが、もうあと何年とか、もうあと1年も切れるとか、1年余だという話になるわけなんです、1年余でもできない、話のまとまらない場合もケースによったらあるわけなんです。

そのときには、もう4つの案の中には、緊急避難処置というのもうたわれているわけですから、緊急避難処置というのも考えていかなきゃならない。

そういう4つの案、4つの案を並行して走らせている中で、今進めているということでもありますので、今言われましたように、どの時点で具体的にやめましたとか、またお願いしますとか、こういうことでは、なかなか決まらない中で、この4つの案がありますよというお示しも、なかなか一般的に流れておりますが、具体的な意見を入れて説明という段階には至ってない。

非常に難しいところもあるわけなんです、いずれにいたしましても、29年度はそういった検討として、30年度かかりには具体的ないろいろと話し合いもしていかなきゃならん、こういう方向で今連合のほうでも詰めているところでございますので、よろしくご理解のほどお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

いろいろ言われましたけど、要は、多分そのそういう話はできてないということだと思うんですね。28年度1年かかってもできなかったと。そういう場は持てなかったということだと思うんですね。

私もそのとき連合議員で、たしかその年度の7月に全員協議会がありまして、そのときにその提言の中身というのを説明を受けまして、それで議員の方のご意見を伺われて、そのときに、いろいろあるけれども、まずはこの20年お世話になってきた地域の地域の皆さんに、こういう連合として、また町として、案としてですね、4つの案ですか、いうものを持って提言を出しましたと。

その中身そのものを、まず、地元にお伝えすることは大事じゃないかと。

何かこっちで肚決めてからどうやということじゃなくて、まずそれを中身をちゃんとお伝えしていくのがまず大事じゃないかということをお話ししたんじゃないかと思うんですね。

というのは、あの提言というのは、もちろん地元の方だけじゃなくて、ごみの処理にかかわる問題ですから、いわゆる地元以外にね、和東町全体、また村、笠置も含めてですね、東部のごみ処理を受けておられる方全てにかかわる問題ですから、もちろんこれは全ての住民の方に知らせる必要はあると思うんです。

ただ、この間ずっと施設を受け入れていただいていた地元の方に、もちろん協定というものが先ほどから重いものだというふうに繰り返し言われておりますけれども、そうであるならば、その中身をちゃんとまずお伝えすると。

町としては、4つの選択肢というのは、全て今同じラインにあって、どれが前に行っているというのでなくて、全てこういう提言がありましたということをお伝えするというのが、私は28年度最低限やるべきことだったと思うんですね。

それもできてないというのは、一体なぜできないのかですね。なぜできなかったのかですよ。それ、何が障害になっているんですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

今もできていないというよりも、今、和東町としての議会で、今、和東町長として答弁させていただきますが、当然、連合の中でああいう提言いただきました。

それって28年に出てますので、当然その時点では、各区に、いわゆる町政懇談会というものもあるわけがございますので、そういった中でも、こういう提言いただいて、今まで提言いただいて、今連合のほうで取り組んでいますという話は、その中に出てきます。

その都度、その都度の中での話し合いする、また、それぞれ地元の方とも話し合いさせていただく機会があるわけですから、そういったものを話を出して、今岡本委員が言われるように、早いものだという話の中から、もうこの時期来てという中で、非常に地元にお世話になったという気持ちは十分伝えさせていただいておるわけです。

ただ、今、話ありました、連合の4人がそろっていくという方向での中が今やってないだけであって、あの提言の内容というのは当然もう既に地元の方も御存じであるわけですので、隠しているというわけではありませぬので、その点ご理解お願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

連合として行けてないと言われますけど、私、町長として正式に行かれたこと、じゃあ、あるんですか。この28年度にね。

私、連合で話聞いたときの話ではね、それもできてないことだと思うんですよ。

いわゆる懇談会があったからね、その中のついでの中で何か出たとかねいうことじゃなくて、やはりこれはやっぱり大変個別の問題ですから、町政全般の中での何か話題の一つでなくて、やはりこれは大変数年後にいわゆる東部３町村のごみ処理をどうするのかという意味での大変大事な中身を持った問題ですよ。

ですから、それをちゃんと正式な形で、地元の皆さんに、まずはですよ、こういう考えを持っているという説明をするのはね、当然町の責任だと思うんですよ。

それさえこの２８年度一つもできてないというのはですね、なぜなのかなと思うんですよ。

私、この間の連合での議論なども聞いておましてね、また、この間の町長のいろんなところでの話を聞いておまして、ちょっと確認だけしておきたいんですけどね、２８年度中の町長の答弁もされておりますし、連合の各、笠置、南山城の町村長さんも言われているわけですけどもね、４つの提言があると言いつつも、基本的には、今のクリーンセンターを継続したいというのが方針なんじゃないんですか、要は。

例えばこの間、７月の連合議会、ここでありました。私ここで傍聴してたんですけどね、その質問された方おられました。

そのときに町長はどう答えたかという、いわゆる地元との関係で、話がもし期限までに進まなくても、その後、例えばどこかに民間委託したとか、何したとしても、数年後でも地元で協力いただいて、あれを動かしたいんだというような話されたと思うんですよ。

ということは、いわゆる２０年という約束はあるけれども、町として、また連合としては、あの施設を２０年たった以降も使いたいんだと。それが一番の方針なんだということなんですか。

町として今、そういうなん、もういわゆるそういう方針として持っておられるということなんですか。

要はね、私一番気になっているのは、もちろん、その地元の方がそういうことも含めて理解されてですよ、その延長するという決断をされたのであれば、それもありかと思えますけども、ただ、そういう話になる前から、町長などは、例えばきのうも言われてましたよね。協定はあるけども、施設自身が使えなくなるわけではない。要は、あれ20年たったら、じゃ、もうあれ壊れるとかいうことでなくて、それ以降も使用可能な施設なんだということを、この間ずっと繰り返し言われてますよね。

要は、使いたいという思いが物すごくにじんでいると思うんですよ。

だから、そういうことなんですか。

この28年度、私はその話ができなかったというのはね、結局、4つの提言というふうに言いながら、結局はそれをもうやりたいんだということを住民の方からやはり感じられてね、結論ありきで、そういうところが私は原因じゃないかと思っているんですけども、それも含めてどうですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

私もこの間、ちょっと端的なことだけ申し上げます。

この2点、岡本委員が言われるように、非常にこう曖昧さのある答弁だという質問が今ありました。

曖昧さというより、今置かれている状況がどうなんかな。一つはですね、あの施設というのは、20年というのは地元と結んでいるこれは協定です。紳士協定ですね。

いわゆる補助金をとって、耐用年数というのは使える建物です。補助金適化法との関係が出てまいりました。

当然公式な場所で申し上げる場合は、そういったことに立ってしゃべるというのは当たり前の話ですから、それに基づく話をしております。

それともう1点は、あそこは20年で終わるんじゃなくて、やっぱり施設をつくって、それをさらにどう使うかはこれからの問題で、裁判の、今裁判中の問題でもある。高等裁判所で。

そういうところの中も加味しながら答弁しなきゃならない。そういうことを加味しながら進めなきゃならない。

この辺の立場、高度な政治判断に立って答弁しているというところの御理解も一つよろしくお願いしたい。

その中の範囲で言える、答えられる精いっぱいの話に努めさせていただいております。地元とも折衝はしてないことでなく、折衝はしております。そういった点でご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

地元と折衝されていると言われましたけどね、今までそんな話一つも聞いてないですよ。

じゃあ、言うたら、議会には黙ってたということですか。そういう大事なことをね。

ああいういろんな連合議会の場合でも、繰り返し、さまざまな議員からどうなるのかと、どうするのかという質問があったにもかかわらず、そういう折衝しているにもかかわらず、折衝しているて一言も言ってないと思うんですよ。

だから、そういう意味ではね、大変、もちろんいろんなデリケートな問題もあるかもしれない。ですけども、それやはりこれは、実際もう決まっている問題ですよ、20年というのは。どうあろうが。

そのいわゆる補助金との関係で、どうこう言われますけどもね、じゃ、例えば、もう一度確認しますけども、その協定の中にね、20年経過した後に、その継続も含

めてね、協議するというような協定になっているんですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

協定の中では、２０年で終わると、終了です。後はもう白紙なんです。

だから、２０年後は進めるというのは、新たに地元との話、これは継続もそれで終わるも、いろいろ含めて、これからの話。

だから、話し合いは進めるという字句はないさかいに話し合わない。

そこはもうご破算になってます。内容も全て白紙からですので、白紙から臨んでいく。そういう前提で進めていくわけです。

○委員長（岡田泰正君）

岡本正意委員。

○６番（岡本正意君）

要はないわけですね。

だから、白紙だというのは、何かいろんな意味が込められているような気がして、ちょっとあれなんですけどもね、白紙ってことは、いろんなことが書けるということにも受け取れますから、いろいろ意味はおありなんでしょうけども、ただやはり、住民との関係でいえば、今の段階ではですよ、いわゆる２０年で終了するということの以上でも以下でもないというのが現実だと思うんですよね。

けども、一方では、行政のほうでは、それ以降も稼働させたいということ、さまざまな部分で言われていると思うんですよね。

だから、そういう意味では、やはり、もう数年後、１年２年後にですね、あの施設そのものが動くか動かないかということになればですね、先ほど言われたように、やっぱり何らかの対策を打っていかないとかなわけですね。

そのためにも、やはりこの２８年度にね、わざわざ提言も出されて、議員にも説明

もされて、議員のいろんなそういう地元へ説明をやはり早くしたほうがいいんじゃないかということも受けられて、動こうということになったにもかかわらず、具体的な動き何らないまま２９年度に突入してしまっているというのはですね、やはり行政として、もう怠慢だと私は言わざるを得ないと思うんです、これは。

どういふご事情があるにしてもね。

だから、やはり、もう２９年度も言っている間に、もう半分を過ぎてきているわけですから、もう一つ私は気になっているのはね、今連合のほう等では、あの施設そのもの、今、裁判の話されましたよね。裁判にかかわることですけども、やはり安全性という問題ですよ。いうのは、やはり抱えたままになっていると。

いわゆるその地すべりが生じていることは行政も認めておられますし、以前その連合長をしておられた前笠置町長の松本さんですね、自身も、連合議会の中で、あれは危険だと言われましたよね。危険だという認識を持っているというふうに、はっきり議会場で言われたわけです。

だから、そういう意味では、やはりそういった状況を放置したまま数年後にまたそれを再稼働をお願いするなんてことも、ある意味無責任な内容でもありますし、そういう意味でもやはり早くですね、地元との話というのはやっぱりつけていかないと、一つも前に進んでいかないと私は思いますので、やはり２８年度何も動けなかったということをやっぱり重く私は受けとめていただいて、全ての住民の皆さんのゴミ処理にかかわる問題ですから、もう少し見える形で動いていただけたらというふうに思いますので、そこは決算の結果として、ぜひ重く受けとめていただきたいなというふうに、これは強く言っておきたいと思います。

次にいきます。簡易水道の関係の話になるんですけども、先日、一般質問で、平成２８年度におきまして、いわゆる簡易水道の事業の経営戦略というものを策定されたというふうにご報告を受けました。

２８年度の最終３月ですね、３月末に策定をされて、その後ホームページ等で公表

されたということでお話を伺ったというふうに思うんですけども、２８年度中の作業だというふうに思いますので、その辺どのような経過であれを策定されたのか、説明いただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問ですけれども、一般的な話になりますけれども、東北震災の後、いろんな施設の長寿命化等々の検討が活発化されまして、その検討に加えて、施設の今後の使用についての検討ということがあります。

これに従いまして、平成２８年度について、長寿命化計画、それから戦略計画、経営戦略を立てるということで、今後の見直しをするということで、一般質問でもお答えしましたように、平成２８年度内に作成をいたしまして、平成２８年３月に水道委員会のほうに報告しまして、その後、議会のほうに報告したという経過でございます。

○委員長（岡田泰正君）

６番、岡本正意委員。

○６番（岡本正意君）

それですね、このホームページに公表された和東町簡易水道事業経営戦略というのがありますけれども、その中で、２枚目の料金収入の見通しというところで、この前もお話ししましたけれども、いわゆる現在進めている統合事業の完了予定の翌年度である平成３２年度に２５％値上げとなる料金改定を検討する。２５％の根拠は、平成３２年度から１０年間の営業費用及び元利償還金の２分の１が賄える利子として算定した。いうふうに書かれております。

そこですね、もう一度課長にお聞きしたいんですけどね、この２５％の値上げというふうに提言されているんですけども、先般、他の議員からもし指摘もありましたけれどもね、２５％の値上げという、この方向というのは、その是非はともかくとしま

してね、いいか悪いかは別として、この25%の値上げというのは、住民やまた水道を利用されている方にとりましては、大変大幅な値上げであるということは、私は否めないと思うんですね。

そういうご認識はありますよね。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問でございます。ちょっとほかの委員さんをお持ちでないと思うんですけども、水道料金につきましては、先ほども今回の決算でも報告しましたように、約7,900万円、7,000万円台の収入を見込んでおります。

これが38年度にはどうなるかということになりますと、今人口が約1,000人落ちるといような想定の中で出てきた7,000万円の収入に対しての見込みを勘案しますと、約25%の値上げをしなければならないというのが現実でございます。

パーセンテージの数字につきましては、まだこの数字をもって決定ではございませんので、今後、人口の動態等も含めまして検討していくところではございますが、現時点で約7,500万円前後の水道使用料金が見込めないと、簡水自身が赤字になってしまいます。これを賄う財源としましては、もう使用料しかないという状況の中での算定でございますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

私の質問、ちゃんと聞いていただきましたかね。行政の事情を聞いているんじゃないんです。どういう事情があったにしても、また是非はともかくとしてと言いましたよね。

25%もの値上げですよ。この前も言いましたように、現状の水量を、もし利用

維持をしていくのであれば、3カ月分余計に払わなくてはならないぐらいの値上げなんです。

そういった値上げというのは、いろいろさっきいろんなご事情言われましたけども、それはまあ置いといてですね、利用者の立場に立ったときに、水道料を払う立場に立ったときに、これは大変大幅な値上げになるというご認識はあるかと聞いたんです。それはどうですか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

個人的にの話になりますので、その見解は差し控えさせていただきたいと思えます。

要するに、私が答弁させていただいておりますのは、今簡易水道事業自身の経営をどうするかということになりますので、25%の件につきましては、この算定方法で出したということだけの答弁になってますので、個人的にこのことの見解につきましては、また後をお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

個人的にという話なんて、課長に個人的にて、この場で個人的な答弁受けるようなことないと思うんですね。

いわゆる、いいかどうかは別にしてですよ、要はそれだけのご負担を住民にお願いするということですよ。この計画というのは。実際にそれを払う人がいるということですよ。

その人たち、住民の皆さんに、水道料金で支えられていると言われましたよね。ということは、その支えられている方の生活というものがあるわけですよ。その方に

これだけの２５％という現段階での値上げというのをお願いするというのが、利用者の立場に立ったときに、これは大変な負担になるだろうというご認識はあるかと聞いているんです。

そういうご認識もないんですか。そういうこともなく、こういう数字はじき出して、やってしまおうということなんでしょうか。そのことまで答えられないんですか。教えてください。そういう認識ございますか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問でございますけども、いずれにせよ、どこかの財源をもってこの負担を賄わなければならないということになりますと、一般財源の繰り出しというようなことになります。これも同じような状況が発生するのは間違いございません。

ですので、２５％にはこだわりませんけども、確かに値上げをしなければならないということは現実にあるということだけをご認識いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

６番、岡本正意委員。

○６番（岡本正意君）

どうも答えないんですね。そういう認識もなくですよ、行政のいわゆる都合だけですよね、はっきり言ったら。

もう一つ聞きますよ。先日の一般質問の中で、これだけの値上げをもし実施したらね、もう絶対影響必至だと。今の水量を保つだけでも余計に３カ月分の水道料払うようなもんですからね。

先ほど来、いわゆる水道料金の滞納について議論がございましたけども、もちろんいろいろなケースというものはあるにしてもですよ、今、本当に、例えば本当に少な

い年金の中でもですね、払っておられるような方、また多くの家族を抱えて、それでも払っているような方自身が、この値上げによって、大変払いにくい状況にまた陥っていくし、払えない状況にも陥る可能性で十分私はあると思うんです。

そういうようなことを、25%という、この数字をはじき出す上で、どういう影響が出るかということを考えられましたかというふうに聞きましたよね。

そのときに、考えてない、考えませんと、考えていないと。検討しなかったというふうに言われたと思うんですよ。それは間違いないですか。

そういう今、25%という点で、そういう大幅な値上げて認識があるかと聞いても、その話答弁されませんからね。じゃ、そういう値上げした場合に、利用者の生活というのは、どういうふうになっていくだろうかと、どういう影響が出るだろうかとという検討というのは、この前の答弁ではされてないというふうに私は伺いましたけども、それはそれでよろしいんですか。されてないんですか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

社会的な事案も含めての検討はしております。ただ、それは水道、前回の一般質問でもお答えしましたように、水道料金のみ特化した検討ではなく、他の料金等の上限も含めた中で、妥当な数字を出すということになると思います。

25%につきましては、今、高い安いの検討をしたら、高い安いの検討というよりも、この水道、簡易水道が健全な運営をしていくために必要な財源ということで検討しておりますので、その点、ご理解のほうお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩をいたします。

休憩（午前11時36分～午後1時30分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の井上武津男委員の質問に対しまして、福祉課長より答弁の申し出がありましたので、許可をいたします。

○福祉課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、午前中、井上委員より質問のございました、障害者自立支援給付事業に係ります障害福祉サービス利用者の状況を説明申し上げます。

まず、施設の入所サービスでございます。木津川市の「あん」という施設にお一人、城陽市の「南山城学園」に3人の方が、また、亀岡市の「みずのき」にお一人、「花ノ木医療福祉センター」にお一人、そして奈良県宇陀市の「心境荘苑」にお一人、そしてちょっと少し遠いんですが、長崎県佐世保市の「えぼし学園」にお一人、入所されております。計8名の方でございます。

また、居宅サービスの関係でございますが、木津川市にございますいづみ福祉会のグループホームの利用者が6人、そして、いづみ共同作業所の利用者が12人でございます。また、障害児につきましては、児童放課後等デイサービスをお二人利用されているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

それでは、引き続き、質疑を続けます。

2番、藤井委員。

○2番（藤井清隆君）

明細書の160、164、168あたりを中心に、特に環境美化に関しまして、お尋ねいたします。

まず、160ページのこの相楽地方森と緑の振興会負担金という項目。それから桜賛助会費ですね。

それから、164ページの緑の公共事業補助金、それから緑の募金事業交付金とい

うのがあります。１６４ページですね。

そしたら、１６０ページの相楽地方森と緑の振興会負担金ですね。桜賛助会費ですね。これについて、ご説明願えますか。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

藤井委員のご質問にお答えさせていただきます。

相楽地方森と緑の振興会負担金、これにつきましては、振興会という、森の緑ですね。木であったり、そういった緑化であったり、森林の整備であったり、そういった活動している、今ここにありますように振興会ということがございまして、そちらのほうの負担金、会費というんですか、負担金でございます。

それと、桜賛助会、これもそういう組織がございまして、そちらのほうへの会費ということでお支払いさせていただいております。

あとちょっと後ろのページ、私、探せておりません。よろしくお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

２番、藤井委員。

○２番（藤井清隆君）

１６４ページの緑の公共事業補助金、それともう一つ、その下の緑の募金事業補助金、交付金ですね。これの明細について。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

１６４ページの緑の公共事業補助金、これにつきましては、森林組合が行っていたっている事業でございまして、門前の山の整理と、整備ということで、１カ所、間

伐をしていただいております。

それと、緑の募金事業交付金、これにつきましては、学校とかの植樹苗ですね。それにつきまして、苗を買わせていただいております。

○委員長（岡田泰正君）

2 番、藤井委員。

○2 番（藤井清隆君）

それから、168 ページの地域住民によるおもてなし観光というやつね。それと観光おもてなし環境充実事業負担金というやつですね。

それと、あとは緑泉コースについての現況。

ちょっと知らせていただけますか。

○委員長（岡田泰正君）

地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

和東町おもてなし環境整備、地域住民によるおもてなし観光整備補助金でございますが、こちらは、和東茶カフェのほうでトイレカーを導入いたしまして、その補助金という形で450 万円支出いたしました。

続きまして、観光おもてなし環境充実事業負担金でございますが、こちらはですね、済みません、ちょっと先に緑泉コースの魅力充実事業負担金のほうでございますけども、こちらのほうは、緑泉コースの案内パンフレットの作成をいたしました。

おもてなし環境、済みません。ちょっと。パンフレット、案内看板を設置した費用でございました。済みません。申しわけありません。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2 番、藤井委員。

○ 2 番（藤井清隆君）

そうしますと、一応これパンフレットつくただけという感じなんですか。緑泉コースの場合も、パンフレット制作だけでしたんですか。

○委員長（岡田泰正君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

先の 165 万 8,960 円についてでございますけども、こちらのほうは、案内看板の設置費用、こちらのほうが中心になってございまして、それに加えて、パンフレット、例えば、和東の営みとかですね、和東のなりわいとか、そういう和東町全体のパンフレットになってございまして、一方この緑泉コースのほうはトレイルマップですね。歩いて和東町を楽しんでいただく方用のパンフレットを作成させていただきました。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2 番、藤井清隆委員。

○ 2 番（藤井清隆君）

周辺の整備とかはなされてないわけですか。緑泉コースに関しては。

○委員長（岡田泰正君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

緑泉コースにつきましては、地域力推進協議会のほうに委託をいたしまして、一部ごみの清掃とか、除草作業等も行っております。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

2 番、藤井清隆委員。

○ 2 番（藤井清隆君）

それで、ちょっと変わるんですけど、天空カフェございますよね。あの天空カフェは、今までの利用状況わかりますかね。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

ちょっと手元のほうに天空カフェ独自の利用状況を持って、記録しているものがございません。申しわけございません。

○委員長（岡田泰正君）

2 番、藤井清隆委員。

○ 2 番（藤井清隆君）

非常にアクセスが悪いところで、ちょっと僕行ったことあるんですけどね、ちょっとやはり周りですね、天空カフェいいんですけど、遠いところから見ていると、ちょっと何かよくわからないんで、やはり、もうちょっとこの周りの環境をですね、整備したらどうかなと思うんです。

上ってみますとね、東べらがね、北側とかは割合いいんですけどね、見通しいいんですけど、東側、湯谷山の方角ですけども、ちょっと山がね、山の本が近くの山の本が交錯しまして、非常に見通しが悪くなってますので、やはり、一度、私有地かもわからないですけど、協力していただくか、町のほうで買い取るとか何かして、ちょっとやっぱり周辺整備していただいたほうがカフェだけぼんとあるよりも、やはり、よくなるんじゃないかと思いますので。

その点について、ご意見を。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

天空カフェにつきましては、周辺の樹木の伐採ということで、前にあずまやということで、そちらのほうに設置されておりまして、見通しが、今まであった木がなくなったというところございまして、今言いましたあずまやがかなり朽ちてきておりまして、その建てかえということで、天空カフェ、京都府の事業いただきまして、建て直させていただいております。

また、その南側になりますか、山の一部分につきましては町の管理だと思うんですが、その西側につきましては、たしかおっしゃったように個人さんの山でございまして、せせらぎの道の土手から上、全て個人さんの私有の林地になっていると思ひまして、またそういったところですね、景観損なわないような形で整備もしていったらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井清隆委員。

○2番（藤井清隆君）

和束なりわい景観ということで、お茶畑を中心にして景観が形成されていると。それで、非常に大変美しい所なんですけども、やはり、それ以外の場所ですよ。そこがちょっと手入れが余りにも行き届かなさ過ぎているということで、府道なんか通りますと、どうしてもですね、やはり、雑然としたイメージがあります。

それで、天空カフェもそうなんですけども、弥勒菩薩ですね、弥勒さんのとこの周辺も、昨年ですかね、ちょっと整備していただきましてね、近づきやすくなったというんですけども、その続きですよ、その続きがちょっとまだ未整備だし、あこら辺どうなっているのかなと思ひまして、府のほうへ要望ということ聞いているんですけど、そこら辺のところですね、継続事業というのはどうなっているのか。

○委員長（岡田泰正君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

弥勒磨崖仏付近でございますけども、今度の１０月２１日から始まります茶畑ビューイング２０１７という事業でも、あちらの美しい茶畑景観、長井の茶畑景観の所を見ていただくように予定しておりまして、それにあわせて、弥勒磨崖仏にも寄っていただけるように、我々のほうとしましても、例えば除草作業でありましたりとか、そういったことをして、より多くの観光客の方に見てもらえるようにしたいと思っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

２番、藤井清隆委員。

○２番（藤井清隆君）

前に、あの周辺は関電が持ってた土地を払い下げて、そこら府の管理とか、個人のもの、入り組んでいるとこだということで、整備も容易にいかんということもお聞きしましたんですけども、これ、町のほうで、ちょっとずつでも、ずっと長い場所をです、これと東の玄関口、高橋のあの辺あたりから、ずっとその天空のあそこらあたりまで、整備すれば非常にきれいな場所ですので、できるところからちょっとずつでもやっていけたらなと思っているんです。

それで、町のほうで、何かそういう事業でもやりましてね、緑泉コースみたいな感じの観光ですよ、観光のプロジェクトですよ。

それをやってですね、あと府の協力、また個人の協力なんかを得るという形のプロジェクトは打てないものかなと思うんですけども、その点いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

先ほど、ご紹介いたしました茶畑ビューイング２０１７というものはですね、町内の茶畑景観を含む至るところに広がる茶畑景観を観光客に見ていただくということに主眼を置きまして、例えばスタンプラリーを開催したりですね、そういった形で、町内いろいろな所に回っていただく仕組み、仕掛けということを今考えております。

そういった事業によりまして、この町内の至るところに観光客を誘導しまして、町の魅力を味わっていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

２番、藤井清隆委員。

○２番（藤井清隆君）

ということは、それは広がりのある持続的な事業ということなんですか。

○委員長（岡田泰正君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

○委員長（岡田泰正君）

はい、お答えいたします。

これはですね、お茶の京都博のイベントとして開催するものでございまして、お茶の京都博自体が、ことしがターゲットイヤーにはなっているんですけども、今後に向けてレガシーとなっていくようなものということを府を挙げて言っておりますことから、これを契機にして、今は茶畑ビューイング２０１７なんですけども、２０１８、１９というふうに続くように、これは町の事業として続けていけるかどうか、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

2 番、藤井清隆委員。

○2 番（藤井清隆君）

補助ですよね。町独自のそういう事業というのはできないものなんでしょうか。そういう観光のね、観光地の観光用の地域の整備ですよね。環境整備のようなものですけど。

○委員長（岡田泰正君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えさせていただきます。

環境事業、観光事業の中での町内の環境整備についてでございますけども、こちらの我々のする事業というのがですね、やはり、単独事業というよりかは、府であったり、国であったり、そういったところの支援も得ながらやっている事業がほとんどでございますので、今後どういったことを取り組めるかということは、府や国、府のほうとまた調整しながら、また単独のほうで事業をする場合も、来年度予算に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

2 番、藤井清隆委員。

○2 番（藤井清隆君）

それから、植樹とかもちよっとさっきお聞きしましたんですけどね、ポイントでこう例えば桜を植えたり、桜並木つくるとか、あと、所々できれいな風景を演出するというようなことですね。

そういうのは、今団体でやっているところあるんですかね。府の、町のほうのね、NPOとか、そういうとことか、どうですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

今、藤井委員から、和束町の観光の施策を、観光のこのもっとアピールできる整備というのを進めていくべきだと、こう受けとめました。

具体的には、昔の関電の通っている道なんかをもう少し磨崖仏から整備するといったのだがと、どっちか、町独自でもやるべきやないかというように受けとめさせていたんですが、私どももあれ関電から払い下げが民間にされたということで、今、民有地にもなっているわけです。

あの道というのは、和束川は非常にきれいな川と相まってですね、非常にいいポイントだというふうに思っておりますので、やはり、和束らしさを出す一つの重要なポイントだというふうに受けとめて、今後何かの機会に事業を推進できたらなと、このように思っております。

それと、今言われますように、桜なんかもそうなんです。今、桜については、和束町も一方では名所とはなかなかないですけども、祝橋付近、湯船でしたら、お寺のこの桜が非常に有名になってきております。

そして、ほかにもこの南なんかとか、桜があります。もう少しこの桜を生かして、さらにもう少し進んでですね、いわゆるどこか区とか、そういう橋のところにぽっとこう桜を植えるとか、そういったもっと意識計画的につくっていくとさらによる。そういうような意識を持って進めていくべきだというように受けとめました。

まさにそういうことがこれからは大事なんですが、過日の議会でもやはり和束らしさを損なわない程度で、そして、そういったものを生かすということは、私も大事だと思っておりますので、これから住民の、今、桜を見る会とか、そういうようなのつくっておられるところがありますが、守る会とか、進んでそれらを和束中にいろいろと普及していくといいと思いますので、意識を持ってですね、これからそういったもの

についても、見守りながら、また、タイミングがあれば整備をすると。

でき得れば、住民の中からそういった、先ほどの歩くあそこの道を復活する会とか、和東川の利用する会とか、そういうなん生まれてきて、後ろから応援いただくとありがたいなと。

まさに住民との共同により、これからも話し合いをしながら、そういった面について進めてまいりたいと思いますので、今の貴重なご意見をいただいたということで受けとめさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（岡田泰正君）

2 番、藤井清隆委員。

○2 番（藤井清隆君）

やはり、前にもそうお聞きしたんですけど、住民の意識を向上、向上というところであれですけども、やっぱり住民運動みたいな形での中の盛り上げということがどうしても必要なことじゃないかと僕は考えておるところでございます。

ところで、もう一つだけなんですけど、白栖のほうからずっと奈良のほうへ府道通って行きますと、左手のほうにね、ぱっとたくさん木がね、杉ですかね、密集しているところあるんですけどね、あれは府の管理なんですかね。川、河川のところですけど。ちょっとカーブで、カーブしたところです。カーブしたところのね。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

ちょっと場所が定かではないんですけども、長井のバス停から白栖口に向かって、通学橋に向かってという所でございますか。

そこですと、こちらから行きますと、左。右側につきましては、個人の所有地がかなりありますので、若干個人さんのご理解を得ないと難しいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

藤井清隆委員。

○2番（藤井清隆君）

河川のところなんですけどね、河川敷。そうですか。はい、わかりました。

そういう状況、今お聞きしましたので、今後ともよろしく、また整備のほうもできましたら、していただけるように、お願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

それでは、あと二、三点、ちょっと質問したいんですが、住民の皆様からお聞きをしている内容について、質問させていただきたいと思います。

事項別明細書の148ページでございます。

衛生費の中の委託料ですが、ごみ収集運搬処理委託料3万8,000円、それから生ごみ処理機保守点検委託料7万8,840円、計上されております。

これにつきまして、内容をご説明願いたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

生ごみ収集運搬処理委託料でございますが、これにつきましては、生ごみと書いてあるんですけど、特定家庭用機器ということで、若干ちょっとあれなんですけども、リサイクル製品を郡山のほうまで運んでおりまして、その運賃という形で委託している分でございます。

あと、生ごみ処理機保守点検委託料、これは原山に実証実験といいますか、モデル事業で、電気式のごみを分解する機器がございまして、これを業者のほうにメンテし

ていただいております。その費用でございます。

○委員長（岡田泰正君）

8 番、竹内きみ代委員。

○8 番（竹内きみ代君）

わかりました、原山にモデル的に事業として設置をしていただきまして、四、五年になるかというふうに思います。

その成果ですね。ごみの減量にどれだけつながったのか。その辺をきちっと掌握されているのか。その辺いかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

まさにそれ先々週ぐらいに担当のほうに言いまして、実証実験でやっているんだから、今後どういう形になるのかということで、電気代、維持管理、そのあたりの効果ですね、きちっとまとめよということで、私指示しておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8 番、竹内きみ代委員。

○8 番（竹内きみ代君）

その辺は報告がまとまりましたら、やはりごみの減量化は進めていく問題であると思っておりますので、成功例ができますと、次はどこの地域に持っていかうかという、そういう話にもなると思いますので、ぜひ、そこはまたお知らせ願いたいと思います。

それから、高齢者の方の悩みでございますが、高齢者の方がごみを出すとき、特に生ごみですが、収集されている所まで持っていくのが大変だということで、福祉課としては、そういった場合、介護保険制度を使っていらっしゃる高齢者の方に対し

での支援はどのようにされているのか。

農村振興課としては、その高齢者に対する支援はあるのか。それぞれの担当課で答弁願います。

○委員長（岡田泰正君）

福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

竹内委員のご質問にお答えさせていただきます。

高齢者のごみ出しということのご質問でございますが、和東町につきましては、ごみステーション方式をとっておられるということでございます。

実際、福祉課としての事業はございませんが、介護保険を受けておられない方で、どうしてもおひとり暮らし、高齢者世帯等で、ごみ出しするのが十分できないという方につきましては、社協のほうのボランティアということで、町内の収集事業者がご自宅まで行って、収集をして、見守りをしながら支援するというサービスを実施させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

確かに、高齢者の方がございまして、ごみステーションを設置していただきたいという所もございしますが、なかなかそういった形でお答えできるところにはなっておりません。

今、福祉課長からもありましたように、そういった形の中でお願いしているところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

8 番、竹内きみ代委員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

和東町では、早くからステーションに持っていくというのがこれは一つの基本になっております。

ところが、その基本どおりにそのステーションに持っていくにも、行けないその道路の都合というのがございまして、そこに行くには、畑を超えたり田んぼを超えたりしていかなければならないというような事情もありまして、区長さんにも相談に私自身も行きました。

そしたら、五、六軒かたまって、そちらに要望すれば、そちらのルートを考えてというふうなこともありました。

しかしながら、その社協さんのサービスも受けられない。そしてまた、農村振興課での検討にも至らないというね、そういう谷間に入った方が現実いらっしゃるわけでありまして、ですから、これは本当にその高齢者のごみ出しの問題は、これからも真剣にやっぱり検討していく必要があるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

新聞を読んでおりますと、環境省がそれに取り組んでいこうという姿勢がございまして、今回国でもそういった予算をとるというふうなことも出ておりました。

和東町でもやはりそういうこともこれから検討していただきたいなというふうに思っています。

先ほどの決算書を見ますと、不用額が 3,950 万円出ております。こういった予算に対して不用額も出るということは、やはりほかの検討もしていただける余裕があるんじゃないかなというふうに思いましたので、質問をさせていただきました。

この不用額に対しては、いかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

不用額については別といたしまして、とりあえず集配ですね、集配の形で、今まで成り立ってきたところで、昨今の事情の中で、そういった方がおられるということで、割とお話も伺っております。

区のほうからも要望もいただいておりますところもございまして、乗れるところは乗れる、乗れないところは乗れないという、統一、もう全てが同じ土俵じゃないんですが、それぞれの検討の中で、できるところ、できないところということで整理させていただいて、全てが全てという形にはならんかと思うんですが、法律のところもございしますので、また今後検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

木津川市では、1軒1軒、軒先までごみを収集に行くというのが方式になっておりまして、我が町は、山あり谷ありですので、それはできないことは承知しておりますが、今後におきまして、やはりこういうこともぜひ検討お願いしたいというふうに思います。

それから、次に下水道の問題ですが、下水道は現在何パーセント接続をされているのかですね。その辺、ちょっとお聞きいたします。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

細かい資料、今手持ちには持ってないので、記憶で、65%前後やったと思います。

○委員長（岡田泰正君）

8 番、竹内きみ代委員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

下水道が接続されて、何年ぐらいになるのでしょうか。

○ 委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

供用開始は平成 12 年でございますので、約 15 年が経過しております。

○ 委員長（岡田泰正君）

8 番、竹内きみ代委員。

○ 8 番（竹内きみ代君）

これも住民さんの悩みとして聞いているわけですが、下水道の施設が、公共下水道が入りまして、その地域に、本来ならば、下水道法で接続しなければならないというふうになっております。

高齢者については、その設備もできないというところはわかるんですが、そうではなくて、十分接続できるような方で接続ができない、されない。

そうすると、雑排水として処理されている。そこのご近所の方は非常に迷惑しているというね、そういう実態がございます。

私も、見に行かせていただきました。夏場は非常に虫が湧いたり、どんなことをして大変であります。

そういったところの指導ですが、担当課としては、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○ 委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○ 建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問にお答えさせていただきます。

下水道につきましては、供用開始後速やかに接続しなさいという話になっております。啓蒙、啓発については十二分に行っておるんですけども、そこは家庭の事情等も含めまして、未接続の部分が若干あるというのは、こちらのほうでも把握しております。こちらのほうとしましては、できるだけ接続していただくように啓発するように努力させていただきます。

○委員長（岡田泰正君）

8 番、竹内きみ代委員。

○8 番（竹内きみ代君）

65%で安心していただけては困るというふうに思っておりまして、特別な高齢者の方、またいろんな理由のある方を除いては、やはり接続していただけるような方向性で、これ指導も大事やと思いますので、その辺もよろしくお願いをいたします。

それから、もう1点ですが、今回、28年度から始めていただきました、まごころサポート買い物支援でございます。

これは商工会で補助金を出してやっていただいております。いろんな所で声かけもしていただいている、うれしいこれは施策であるわけですが、現在のところですね、担当課として、どういった成果をつかんでおられるのか、ちょっとお聞きいたしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

今の買い物茶源郷まごころサポート事業補助金でございますが、商工会にお願いいたしまして、平成28年度に実施していただいた事業でございます。ちょっと手元のほうに実績報告出ておったんですが、ちょっと持ってきておりませんが、とりあえず、サービスのやる形として受けられますかとか、そういった形で集落内ですね、回って

はいただいておりますけど、29年度につきましては予算化できておりません。

ということで、その残りとして、このサポートサービスと、それから相談サービス、その窓口は持っていていただいていると思いますので、今後、また展開を見ながらということで、29年度につきましては予算化できていないというところがございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

8番、竹内きみ代委員。

○8番（竹内きみ代君）

28年度からスタートいたしましたので、当然継続してやっていただけるというふうには思っていたのですが、29年度については予算がないということで、商工会に委託をされておりますので、そこが起爆剤となって、どのようにうまく運営していただいて、つなげていただけるか。

これまたしばらく様子を見ないとわからないかも知れませんが、ぜひとも手を放さないで、やはりこういうことは行政も中心になってサポートしていただかないと、できない部分というのがたくさんございます。

今、3点質問させていただきましたが、もう本当に政治の谷間で、またいろんな所で悩んでいらっしゃる住民の方がおいでになるということでございますので、きょうは取り上げさせていただきました。

また、真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

それでは、ちょっと午前中途中になっているものがありますので、それを少しだけあと確認も含めてお聞きしたいというふうに思うんです。

といいますのは、この簡易水道の経営戦略というのが28年度に策定されたわけですが、先日の一般質問で、いわゆる来年度、そして再来年度の中で準備をして、32年度の値上げに持っていきたいというふうに、もう言明されております。

そういう点では、この戦略の妥当性というものが大変大事だというふうに思いますので、もう少しお聞きしたいんですけども、先ほど来、担当課長のお話し聞いておりますと、利用者の方の、先ほど来、命にかかわる、生活にかかわる、そういった水道水の値段を決めることについて、全くそのそれを払っておられる住民の方の生活というものを見ておられない。それを勘案してこういったものを考えておられないというのは、もうはっきりしたと思うんですね。

それが和東町の水道行政のやり方だということもはっきりしたというふうに思うんです。

ちょっと課長にもう一度お聞きしたいんですけども、前の一般質問でも、影響についてどうなのかと聞いたときに、いわゆる携帯電話の料金、それから電気代、ガス代、ガソリン代などを引き合いに出して、それより安いから影響ないだろうと、こういう言い方されましたよね。

これはなんですか、和東町の建設事業課として、公式にそういったものと比べて、比較をして、この25%は妥当であるということを分析をされた結果として、そういうものを持ち出されているのか。

それとも、課長の個人的な見解として、そういったものを例に挙げて、だから大丈夫だろうというふうに言われているのか、どちらですか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問にお答えさせていただきます。

あくまでも、一般質問でお答えしましたように、公共料金、全ての公共料金につい

て変動があるということをまず前提にお話をしております。

ですので、水道料金が、できることであれば、安価で推移するのが一番ベストだと思いますけれども、なかなかそれは難しいという状況の中で、他の料金、特に電気料金につきましては変動が大きく、その電気料金がそのまま水道の施設の電気代等にかかわってきます。

ですので、それが生活にかかわる前に、こちらの水道の生産のほうでも影響が出ると。その部分を含めまして、水道料金の見直しを暫定的に、もしくは本格的にやっていく必要があるというのが現実でございます。

その関係から言いますと、水道料金の価格にそれが影響するという意味でご理解願えるとありがたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

電気代のことを言われましたけども、課長は、その携帯電話とか、ガソリン代も引き合いに出されましたよね。もちろんそういったことを全てその何か試算をされて、そういう25%の値上げというものが起こったとしても、それは十分に理解していただけるというふうな判断として、町のいわゆる公式な試算として、それとも資料をしっかりと見て導き出された数字なのかどうかと聞いているんですよ。

それは課長の個人的な、いわゆる個人的な生活上の指標といいますか、そういったものを持ち出して言われているのか、それを聞いているんです。

それは公式な見解として、携帯電話も含めてですけども、検討された、町の公式な見解として、そういったことを指標に25%を出されたということですね。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お言葉を返すようでございますけども、25%につきましては、あくまでも経営戦略上の計画でございます。まだ今後、それをどのように率を決めるかは、まだまだこれから2年間のいろんな計算、シミュレーションやった上の結果でございます。

確かに携帯電話の件のみをとって言われておりますけども、生活していく上でなくてはならない公共料金プラスアルファということで、携帯電話は最近ほとんどの方がお持ちになっておられます。

全てのものに対しての料金を支払うと、使用料を支払うというのは原則でございます。そういうものも含めまして検討したということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる、それは公式なことだということですね。そういうことをちゃんと試算されて、そういう25%、今は決定じゃないと言われましたけども、変動するかもしれないと言われましたけども。そういう意味で、その課長の個人的な見解ではなく、町として公式な試算を踏まえての数だということによろしいですね。

そういう点では、もちろんそのいろんな料金と比べられるのは、例としてはいいかもしれませんがけども、だからと言って、じゃ、住民生活に影響がないとなぜ言えるんですか。

課長はこの前の一般質問の答弁の中で、それを持ち出して、だから影響がないと結論づけられたんですよ。それは影響がないで結論づけられるだけの何か根拠はあるんですか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えします。

影響はあるないということの問題は度外視させてもらいますけども、要は、今料金を計算して算出する場合において、社会通念上使われているものを大体の目安にします。その中で計算をしたと。生活に影響があるないにつきましては、料金のことでございます。できるだけ安価に抑えられるような検討はしていくべきだと考えております。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

課長、一貫して質問に答えておりません。影響がないと言われる根拠は何かと聞いたんですね。それに一つも答えられないですよ、この前もそうですけども。

それはそうだと思うんですよ。さっきからずっとその、いわゆる携帯電話とは比べるけども、実際に払われる住民の生活のほうを一つも見えてないでしょ。

例えば携帯電話と、それが安いか高いかがはっきりしたところで、その水道料金を上げることで、それどう関係があるんですか、その影響があるかないかということとね。影響があるに決まっているじゃないですか、そんなことは。

そういうこともわからずに、また自覚もせずに、その影響がないというふうに言い切るだけの根拠は何かということ聞いたのに、一つも答えられないですよ。

こういうようなことで、町長ね、先ほど来、水道料金の滞納問題はあるにしても、でもこれはやはりそのライフラインの問題であり、それがもし途切れたときに、まさに人の命にかかわる、そういう問題だというふうに、課長自身も言われましたよね。

そういったものを扱う料金の設定について、何ら住民生活を勘案せずに、ほかの何かの公共料金と比べて安いか高いか。だから安いからちょっとぐらい上げてもいいだろうみたいな感じで決めようとされている。言ったら決められているわけですよ、これ。そうですよね。

だから、こういうような形で和束町の水道行政というのは、水道料金を決められて

いるのかと。こんなこと、町長がお認めになってね、それでいきなさいというふうに言われているのかということを私は大変危惧するわけです。

こんなことされたら、もうほんと、命幾つあっても足りないと思うんですよ。

そういうことぐらいの問題だってことを、私は課長に自覚していただきたいと思うんですよ。恥ずかしいですよ、そういう答弁されるのは。

自治体職員の役割は何ですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

少し町長という話もありましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

そもそも、今岡本委員が言われますように、この水道は住民にとって大事なものであると、これはもう当然どなたも認められる、また大事な行政であると、こういうことであります。

かねてから、和東町の住民の方は、全て統合して、安心して飲める水道を願っておられました。そしたら、住民の要望に応じていくべく行政は努力をしてまいりました。

当然、統合というのは、32年ごろというんですか、一応統合はもう終わったんですが、一応めどを取って、統合が終われば、水道の見直しという流れにはあったんです。

しかし、水道のもうご案内のとおり、毎年非常に厳しい状況にあります。水道料金の値上げというのは、今、岡本議員も言われますように、安易になかなか上げられるものではないというもとの努力をしてきたところであります。

しかしながら、統合をやっていく中で、経営は非常に厳しくなるだろうという、経営戦略という計画のもとの中にはですね、一応このめどに、今すぐ値上げはできない、なかなか値上げは最小限にしていかなきゃ。これは当然今岡本議員も言われるように、なるべく住民の何は安くしていくほうが大事ですから、やっていこうと。しかし、あ

る程度来るとやっぱりそれはいつまでも続けるわけにいかないだろう。そのときたま
たま先ほど課長もありますように、そのときに来れば25%という範囲内で、やっぱり
りこれもあるけども、基本はこれまでの精神で、住民になるべく安く、そして払って
いただける、そういうものの追及していく必要があると思います。

もう経営戦略に25%うたっているから、はい、打算的に25%ですよと、こうい
うことやなしに、やはり住民のそういう立場を大事にして、そしてその経営戦略の計
画も見ながら、そして、率は、先ほど課長も言うてますように、決めていきながら、
さらに水道委員会等にお諮りし、そして議会ともご相談申し上げながら、そして決め
ていくべきだというように思っております。

当時の経営戦略会議には一応25%という数字は上がっておりますが、それは一つ
のめどとしてやっていかないと、このまま統合して進めていく、水源の経営には成り
立たない。もうご案内のとおり、和束町の水道料金、もう岡本委員も調べておられる
と思いますが、近隣の市町村から比べますと、非常に低いほうの料金で設定いたして
おります。この料金でやるのやったら大変であります。

だから、なるべく、しかし上げずして、努力していきますが、よくよく統合してし
ばらくやっていくと、なかなかいかんだろうからという経営戦略会議の中にはうたわ
れている。こういうことであります。

今も岡本委員のご質問十分受けとめながら、やっぱり最小限にお願いするところはお
願いしていかなくちゃならん。もう25%うたっているから25%と、こういうことで
はなしに、やはり和束町の住民の命、大事にしながら、どの程度までお許しいただけ
るか、水道委員会、またこの議員の皆さん方、十分慎重審議いただきながら決めてい
く、こういう姿勢で臨んでいきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いい
たします。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

住民の奉仕者として、できる限り住民の生活が安定するような経営を目指したいと私も考えております。ただ、お言葉を返すようになりますけども、簡易水道事業が特別会計であり、なおかつ独立採算制を持つ以上、赤を出すわけにはいきません。

このためには、若干の値上げ等々については、ご理解とご協力を願わなければならないということもございますので、これはここ３０年、３１年、３２年とかけまして、検討した結果を、また議会のほうに諮らせていただきたいと思いますので、よろしくご理解のほうお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

６番、岡本正意委員。

質問を硬直化してますので、変えてください。

○６番（岡本正意君）

それではですね、今そういう答弁いただきましたけども、それならばですね、少なくとも２５％という数字そのものは、もう意味がないわけですから、こういう経営戦略に２５％具体的な値上げ幅が示されておりますけれども、これは撤回していただくと。

これは根拠のない、いわゆる変動するかもしれないと言われてますし、今後十分に勘案して検討すると言われていたわけですから、このような２５％というものは、やはり根拠のない数字ですから、撤回をしていただきたいというふうに思いますので、そこは後で町長の答弁をいただきたいと思います。

それとあわせてですね、今課長のほうから、特別会計ですので、いわゆる、ほかをもって充てられないというようなこと言われていると思うんですけども、例えばこの経営戦略にも挙げられておりますけども、いわゆる地方公営企業団体ですね、その辺の法律の関係で、公営企業の繰出金の規定があるというふうに思います。

それ自身もこの戦略の中に触れられております。そこでは、基本的に繰り出しの基準に沿って、できるだけ基準外の一般財源の繰り入れはしないようにしていきたいというふうに書いてありますけども、ただこの公営企業の繰出金の内容を見ますと、例えば、基本は独立採算制が原則ではあるけれども、2つほどほかの財源をもって充てることも可能だという指摘もございます。

ですから、今特に和束町は人口がどんどん減少しているという状況がある中で、今後やはりその給水人口は減っていくことは目に見えておると思うんです。

その分を全て料金にはね返していけば、25%どころか、今後さらにまた値上げしなくてはいけないということにもつながるのは目に見えていると思うんですね。

そんなことをすれば、誰も水道を使えなくなってしまうということがもう目の前に来ていると思うんですよね。

そう考えますと、やはりこの独立採算制が原則ではあるけれども、一般財源をもってですね、料金の引き上げを抑えていくということも、今後とも十分なやはりやるべき方向じゃないかというふうに思うんですけども、それもあわせて、町長の考え、聞きたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

最初に、撤回をという話ですが、これは経営戦略会議を持ちながら、そして水道委員会等にお諮りしながら、一応計画に入れている内容でありますので、これの内容についてのこのいわゆる指標的なところですね、これからの経営の指標の中には、この範囲内で、範囲内というんですか、値上げというのでも検討せざるを得ないという、このお諮りいただいた中での計画でございますので、すぐ撤回と、今聞きまして、撤回ということには現実問題、なかなかないだろうと思います。

あとの問題であります、いわゆるこれを今度は32、1年、2年、これを考えて

いかなきゃならん。一つは独立している、この簡易水道というのは厚労省の立場でもありますので、建設省の立場の水道関係、厚労省の関係でいきますと5,000人未満は厚労省の簡易水道と、この辺の設立趣旨と、今後の岡本委員が言われますように、国のそういった過疎地域の推移、これは今決めていくにはどう推移していくかわからない。これが一方では国に働きかけていく面も必要かと思いますが、一応独立として考えていくならば、そのときのどれまでがこの値上げ、経営がやっていけるか、そしてそれがどこまで住民に、そのときの値上げとして可能なんか、この辺を今後は慎重にやっぱりこの31、32年ですね、やっぱりしていくべきだと思います。

もう少しこう推移を見ながらやっていかなきゃなりませんし、一方では岡本委員が別の財源ということにも、国等にも働きかけながら、今日的な課題であるのかなと、私は受けとめておりますので、そういう努力を今後していく必要があろうかと、このように思っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

今、撤回はできないということですがけれどもね、ただやはり、先ほど来のお話でわかりますように、十分なさまざまな検討した上での策定はされたものではないことはもう明らかですから、この25%というのが明記されている以上ですね、ここが一つの基準になってしまうわけですね。

ですので、やはりそこは今後ですね、そうならないように、撤回も含めて検討いただきたいと思いますので、そこは今後とも要求していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次に、これは自転車関係、いわゆるマウンテンバイク等、今観光関係で力を入れておられますけれども、それに伴いまして、従来から和束町は自転車の走行される方が多い自治体ではあったわけですが、この間特にそういった意味でふ

えてきていると思うんです。

２８年度の中で、ほかの委員会等でも、ほかの議員の方からもいろいろご指摘もあったかもしれませんが、大変来ていただくのは結構なんだけれども、なかなかその安全対策といいますかいうものが、大変危険だというような声もたくさん聞いております。

そういう点では、町としてもいろいろ対応したいというお話を伺ったわけですが、その辺、この２８年度について、どのような対応をされたか、ちょっと説明いただけますでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

自転車の対策なんですけれども、恐らく、府のほうのサイクルラインという歩道整備とかの事業のほうで、今恐らく整備されていることに、検討されていることかと思うんですけれども、我々のほうとしましては、観光でございますか、ちょっと済みません、多分建設のほうで、済みません。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁してください。

○建設事業課長（馬場正実君）

岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、狭隘な道路と山岳の道路で、自転車の走行については危険な状態があるというのは私も認識をしております。

その関係で、京都府等に働きかけをしまして、自転車専用道路でなかなかできませんので、自転車の通る場所を歩いてラインとして引く中でそちらのほうに誘導して、こうという動きは現在ございます。

ただ、一気に道路を拡幅して自転車専用道路をつくるというのは、かなり至難の技でございます。お互いにできる限り譲り合える精神を持っていただいて通行していただけるように、啓蒙啓発のほう、改めてしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

前にもそういう話しされて、今、茶いくるラインですか、そういったもので一定誘導しようという話も聞いているわけですが、ただやはりなかなか一気にには行けないというのは、今も伺ったとおりなんですけども、府道木津信楽線もそうなんですけども、白栖井手線ですね、等からいわゆる下ってくる自転車等も大変危険な状況が見受けられましたし、また信楽線におきましても、いわゆる1台2台じゃなくて、やはり10台とかですね、一定そういう隊列を組んで行かれるとこ言え、大変まあなかなかそこを追い抜いていくとかいうこと自身も大変困難な状況で、大変住民の方から来られることについてありがたい面はあるけれども、やはりこう事故が起こってからは大変遅いのでということで、何とかならないのかという話もよく聞いたわけです。

今、啓発の話もされましたけども、やはり、そういったものは具体的にどういう形で走って来られる方に届けるのかというのは大変大事だと思うんですね。

住民の中で啓発しても、ある意味余り意味がないので、実際に走ってこられる方が、ああ気をつけなあかなというふうに思えるような啓発自身が大変大事だと思うんですけども、その辺についてはどのようにされてますでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

まず、京都府のほうにお願いしてますのは、マップの作製でございます。マップによって自転車乗られる方の自転車の走りやすい道ということでマップをつくっていただきます。

これは奈良の飛鳥寺から京都嵐山の間の部分が多くなります。あとは自転車連盟とか自転車競技会のほうに、今そのような啓蒙啓発のパンフレット等をつくっていただいて啓発していただくという、どっちかというサイクリストのほうにそれなりの判断で走行していただけるようお願いをしている次第でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

今後、いわゆるワールドマスタースゲームズとかに向けてですね、そういった自転車の振興について、また力を入れらると思うんですけども、またマウンテンバイクというのはまた違って、いわゆるツーリング用のそういった自転車で結構スピード持って走って来られる方が大変多く来られていると思うんですね。

そういう点では、やはり今後せつかく来ていただいて、事故等があっても困りますので、今京都府でやっていただいていることも含めて、ぜひ強化のほうしていただきたいと、これは強く要望しておきたいと思います。

次に、これは118ページですけども、一般会計ですね。

これは多分、該当すると思うんですが、地域健康福祉活動推進事業補助金ということで130万ほど上げていただいておりますけども、ちょっと違ったら申しわけないんですが、いわゆる、ずっと社協のほうで委託をされて、配食サービス等の取り組みをされていると思うんですけども、この点、28年度の取り組みについて、ちょっと報告いただけたらと思います。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

配食サービスにつきましては、10月から3月までですね、農閑期を中心にボランティア、民生児童委員の方々を中心に、ひとり暮らし高齢者のお宅に200円いただいておりますが、お弁当の配食サービスを実施させていただいております。

なお、食材費等につきましては、先ほど岡本委員のほうからありました補助金を活用させていただきまして、社協のほうで支度しているというところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

6番、岡本正意委員。

○6番（岡本正意君）

大体今、この年度で言いますと、何食ぐらいの配食といいますか、利用があるのかを、ちょっとまたわかれば教えていただきたいのと、それと、やはり和東町ずっと言っておりますけれども、ボランティアさんのほうで大変ご苦労いただいて、お弁当自身をつくることから、また配達することから、いろいろとご苦労いただいて成り立っている事業であることは重々わかっているわけですが、ただやはり、近隣も含めまして、他の自治体の配食サービスの状況と比べましても、大変やはりおくれたというか、もう少し改善が必要な状況にあることを、これは言ってきたわけですが、この間、一定、いろんな方向で充実させていきたいとは言っているんですが、その辺の方向性も含めて、もう一度答弁いただきたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

細かい数字につきましては持つておらないんですけども、たしか50食を少し超える配食を月2回ですね、実施しているというところで社協のほうから聞いているとこ

ろでございます。

この配食サービスにつきましては、実際、介護保険のほうの地域支援事業、総合事業のほうで、ほかの市町村、対応している市町村もございます。

和束町でも確かに検討はさせてもらったわけですが、岡本委員がおっしゃりますように、ボランティアの方中心になって動いてもらわないと動かないということで、農繁期についてはなかなか難しい。

また、衛生面のほうでも、やはり高齢者の方が昼食としてお配りしているんですけども、夕食または翌る朝にも食べられるという実態がございますので、季節的に食中毒のない時期に実施させていただくほうがいいということで、現在の状況になっておるところでございます。

また、先ほど竹内委員のほうからもありましたように、商工会のほうですね、困りごとサポート、生活支援の中で、やはり配食についても同じように買い物サポートとあわせて実施してほしいという話をこれまでもさしてもらってました。

それぞれ商工会の事業所としても、これまでも事業所単位で、ふれあいサロンであったり、各区に働きかけをしていただいているんですけども、なかなか費用を負担してまで弁当をとるのは、なかなか住民の方理解してただけないということで聞いておるところでございます。

引き続き、社協、商工会、また介護保険事業の総合事業のほうでも実際にできていくのか、また委託ができるのか、そのあたりも検討しながら、慎重に進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（岡田泰正君）

質疑の途中ですが、ただいまから午後２時４５分まで休憩をいたします。

休憩（午後２時３６分～午後２時４５分）

○委員長（岡田泰正君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。

6 番、岡本正意委員。

○ 6 番（岡本正意君）

先ほど、配食サービスについて答弁いただきましたけども、やはり、いろいろと事情はあるということで、商工会のほうでやっていただくにしても、いろんな課題があるということで、お聞きしたわけですけども、大変この配食サービスというのは長年にわたってなかなかその回数の改善というのが、現場の努力はありつつも、図られていけないという状況があります。

もちろん夏場のいろんな食中毒対策とかいうことはあるにしても、多くの自治体では、それも含めて年中通じてやっておられるというのが普通にされているわけですので、和束町としても今後よくわらくのような、そういった介護施設のほうで配食サービスをされているような所もあるわけですけども、そういったことも含めてですね、ぜひ早期に配食サービスが改善されるように、引き続き検討していただきたいというふうに思うんです。

あわせてまして、多分この同じ事業の中に入っていると思うんですけども、これも以前からされております紙おむつの補助事業あると思うんですけども、その今の現状はどのようになっているんでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

紙おむつ補助につきましては、非課税世帯の方で、在宅で寝たきりの状態になっている人につきましては、月額 5,000 円を上限に支給している制度でございます。

28 年度の利用者につきましては、少し資料がありますが、もう少し時間がいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上武津男委員。

○5 番（井上武津男君）

それでは、私のほうから 1 点、質問させていただきたいと思います。

P 2 2 の保健衛生費の関係で、合併処理浄化槽の設置整備事業ありますが、これはどの辺のことでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

ちょっと歳入のほうを見ていただいてまして、歳出のほう、ちょっと済みません。

1 5 0 ページでございます。1 5 0 ページに歳出でございまして、2 目のし尿処理費の 1 9 番の負担金補助及び交付金のところで、合併浄化槽設置事業整備事業補助金ということで、1 4 9 万 2, 0 0 0 円でございます。

これの内訳につきましては、合併浄化槽を設置していただけるご家庭に補助金を出しているということで、昨年、2 8 年度につきましては 7 人槽で 2 件、それから 5 人槽で 2 件ということで、単価的には 7 人槽が 4 1 万 4, 0 0 0 円、それから 5 人槽が 3 3 万 2, 0 0 0 円を補助させていただいております。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上武津男委員。

○5 番（井上武津男君）

この合併処理槽は、結局統合のいわゆる公共下水道のほうに整備できないところの所をされておるのか。それとも、それ以外のことで何か理由があって、そういうふうにされておるのか、ちょっとその点についてもお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

下水処理区域につきましても、規定されておりました、それ以外の所の地域に対しての補助金でございます。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上武津男委員。

○5 番（井上武津男君）

ライフラインについては、町の全ての地域においても平等に行わなければならないと感じております。統合水道設備については、29 年度に上水道がようやく整備されたが、木屋地区においては、公共下水道は現在整備されておりますでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の井上委員のご質問でございますが、木屋地区については、特会の公共下水については、整備しておりません。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上武津男委員。

○5 番（井上武津男君）

それでは、木屋地区においては、簡易下水水道である合併処理浄化槽を使用されておるのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

東本農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

こちらのほうで使用者の方につきましての一覧表、ちょっと持ち合わせておりませ

んけども、合併浄化槽の申請をいただければ、合併浄化槽を設置していただくということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上武津男委員。

○5 番（井上武津男君）

初めに、ライフラインについては、町の全ての地域において平等に行わなければならないと私は感じていますと申し上げましたけれども、将来、木屋地区においても公共下水事業の可能性というのはあるのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

現時点ではございません。公共下水につきましては、現在整備している地区ではほぼ整備は完了しております。その以外の地域については、合併処理浄化槽ということで対応していただくということで、町のほうは進めております。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上武津男委員。

○5 番（井上武津男君）

以前、私は、一般質問で、災害時において停電が長引いたとき、下水のマンホールから汚物が噴き出さないかとの質問に対して、町として、下水道事業団との契約が成立されたとされております。

契約内容がどのようなものであるのか。例えばポンプアップの電源を利用するとか、そういう形のものであるのか。ちょっと、契約内容、この点についてもお聞きしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の井上委員のご質問でございますが、下水道事業団との締結につきましては、処理場の処理の部分でございます。管路については別の契約をいたしております、今ご指摘のとおり、当町の下水道道の管路につきましては、何カ所かポンプアップをしております。この部分については、大体4時間程度で溢れる所が出てきますので、そこにつきましては、発電機を持って行って、順次流していくという計画でおります。

最近ですと、この18号台風のときに発電機2台を装備しまして、もし停電が起きた場合は対応できるようにしております。

○委員長（岡田泰正君）

5番、井上武津男委員。

○5番（井上武津男君）

大規模災害が起きた場合、4時間程度では恐らく電気間に合わないと思います。例えば1週間近く可能性があるわけなんです。

それで、これポンプアップが間に合わなければ、汚水が噴き出すという可能性というのは十分考えられるんですけれども、どのような考え方を持っておられるのか、その点についてもお聞きしたいです。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

今の質問でございます。確かに、どのような災害が起こるかは想定できませんけども、基本的に管路さえ大丈夫であれば、順次ポンプアップを発電機で行いながら持っていけば、浄水場につきましては、自家発を持っておりますので、自家発で対応できると。

部分的にはもう自然流下になっておりますので、送っていくことで、最終浄化センターのほうまで汚物は届くという計画になっております。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上武津男委員。

○5 番（井上武津男君）

それでは、いわゆるポンプアップされている箇所が大体どれぐらいあって、それに対応するいわゆる発電機がどれだけそれに対して持っておられるのか。その点についてもお聞きしたいです。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

済みません。今ちょっと手持ちのところにポンプの数がございません。ただ、今発電機を使える発電機は2台持っています。これで順次送っていけば、最後の浄化センターまで流れるということでございます。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上武津男委員。

○5 番（井上武津男君）

私といたしましては、2台ぐらいのいわゆる発電機で全てのポンプアップできる状態のものをできるとは考えてないんですよ。ですから、もしそういう災害時に長期の停電が起こった場合、必ずどこかでこういうその汚物が噴き出すという状態ができてくる可能性というのは絶対あるわけなんですよ。

それについて、完全なものをできるだけ町のほうで早急に考えていただきたいと、このように考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

維持管理の面から、必要なことと考えるので、鋭意努力して、一日も早い時期に

完全なフォローができるように努力したいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

5 番、井上武津男委員。

○5 番（井上武津男君）

災害というのは、いつ何時どのような状態で起こるかわかりません。そういう意味におきましては、やはり、準備するべきものはできるだけ早く、今私が申し上げたことは、可能性としては絶対ないとは言えないことですので、そういうことには町としても十分気をつけていただきたいと思います。

町長どうぞ。お願い申し上げます。答弁。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいまの井上委員からいただきました内容でございますが、最初の段は和東町を平等に下水道整備していくべきだと、こういうことの話がまずありました。

当然、和東町の下水道というのは、いわゆる公共下水道でやる方法、集落排水事業、ちょっとやってませんが、合併浄化槽でやる方法。そして、和東町全部が下水道対策にやろうと、こういうふうに努めているわけです。

こういう中で災害が起こればどうなるか。非常のご心配をかけているわけなんです、基本的に先ほど話ありましたように、施設については業者に委託しておるわけなんです。最近、発電機が少し足りないという、一つはマンホールの中でございますが、少し拡大して今業者のほうにも委託してきているわけなんです。

全部設備をうちで整えて対応するというのも一つの方法でしょうけども、そういった維持管理というのは、そういったときにも委託、重点事業、そういったものを願いますとか、いろいろ手法があると思います。

これについては、今後、大事なこれも大事な施設でありますので、十分今の井上委

員のご質問にありました趣旨を理解させていただいて、鋭意努力をしてまいりたい、
このように思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本委員。

○6 番（岡本正意君）

先ほど紙おむつ代の補助について、現状について答弁いただいたんですけども、言
われましたように、今現在としては、対象は非課税の世帯ということで対応いただい
ております。

ただこれは、以前ですね、もう少し広い範囲で対象を見ていただいて、取り組んで
いただいていた事業なんですけども、もうかなりになると思うんですけども、町のほ
うとしてさまざま財政難がある中で、非課税の枠をはめられて、対象かなり絞られた
という経緯がございます。

やはり、今介護負担というのは大変さまざまに、保険料もそうですし、また利用料
もこの間一定の所得あったとしても、2割負担、また今度3割負担というように、大
変ふえてきているという状況があります。

そういう中で、やはり以前、もう少し広い範囲で取り組んでいた、こういっ
た事業をせめてですね、町の裁量でできることですから、できるだけやはり多くの方
にこの事業で支援をいただきたいということで、せめて以前の制度に戻していただい
て、対象を広げていただきたいというふうに思うんですけども、その辺、担当課とし
ては、方向性あるでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

岡田福祉課長、答弁。

○福祉課長（岡田博之君）

答弁させていただきます。

まず最初に、岡本委員のほうからありました、寝たきり老人等紙おむつ代補助の関

係でございます。平成２８年度の実績につきましては、１４人の利用があったということでございます。

事項別明細書の１２０ページなんですけども、民生費社会福祉費の老人福祉費の委託料、その中で、高齢者介護予防等支援事業委託料４０９万３,２８０円ということで、金額が記載があります。

このうちの４１万８,９００円、これが寝たきり老人等の紙おむつ代の補助金の金額でございます。

岡本委員の次の質問でございますが、非課税枠を広げてというお話をいただきました。

現在、寝たきりになられた場合ですね、介護の度合いが、介護の２から３以上が出てくるという状況でございます。

在宅でということでございますので、これを就労している若い世代の方と同居されていない場合でございますが、年金の収入にしますと約２４０万円ぐらいの収入までは非課税という形になりますので、その中で利用をお願いしたいなというふうに思っております。

実際、在宅で要介護度の重い方がなかなか和束町では介護を受けられてない現状がございます。やはり介護の３からは施設入所のほうができますので、実態といたしましては、施設入所のほうを利用されている住民の方が多いという現実でございます。

また、社会福祉協議会といたしましても、この非課税枠の補助だけじゃなしに、紙おむつの見積もりの際に、５社か６社取っていただきまして、できるだけ住民の方に負担の少ないように紙おむつ代を決めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田泰正君）

６番、岡本正意委員。

○ 6 番（岡本正意君）

そういったこともあるわけですが、ただやはり以前は多分 50 人ぐらいは対象になったんじゃないかと思うんですね。当時、いわゆるなくなりましたという一つの紙切れといって悪いですけどね、通知 1 枚で対象じゃなくなりましたという通知を受けて大変嘆いておられた方がおられたのを私も覚えておるんですけども、そういった部分も含めまして、引き続き改善できるように検討いただきたいと思いますので、そこはよろしく願いしたいと思います。

それで、次に、これは 176 ページの住宅の関係なんですけども、平成 28 年度につきましては、町営住宅の建てかえなどが行われた年度でもあったわけですが、常に住民の方から話として出てくるのは、住宅あいているんじゃないのかという話なんです。

これは年度途中の議会でも何度か議論になったと思うんですけども、28 年度中の町営住宅の入居率ですね、逆に言えば、空き部屋幾つあったのかと、利用可能な空き部屋は幾つカウントされていたのか。その辺、もしわかればお願いしたいと思います。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

現在 73 室ございます。その中で、去年の建てかえで、第 3 中西が 3 室、それから第 5 中西が 2 室、建てかえ等の関係で政策空き家で置いていた住宅が 6 つございます。これについては今入居の準備をしております、近い時期に入居をしていただくと。まずいったん今高齢者の方々に動いていただく方を含めまして、何とか年度内にある一定のめどを出したいなというふうに考えております。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○ 6 番（岡本正意君）

今、２９年度におきましては、募集に向けて準備いただいているという話ですが、ただやはり、町営住宅というのは基本的に空きがあれば募集をかけて、希望があれば入れていくと、そういう審査を通じてですけども、いうのが普通のありようだと思うんですけども、大変長期間にわたってなかなかその募集がされないという状況も見受けられたというふうに思うんですね。

その辺、２８年度において募集をされなかった、その辺の要因といいますか、理由というのはどの辺にあるんでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

馬場建設事業課長、答弁。

○建設事業課長（馬場正実君）

一つは、第５中西、第３中西の建てかえ時に使いました政策でございます。これにつきましては、ほぼ２８年度内に完了いたしました。あわせて、２８年度内において使われた住宅の修繕が一定整理できた状態でございます。

これから入居に向けて動きたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いします。

○委員長（岡田泰正君）

６番、岡本正意委員。

○６番（岡本正意君）

そうなりますと、その２８年度までは全てその入居不可能であったというような感じになるんですけどもね、私はそうでなかったんじゃないかと思うんですよね。

だから、今後２９年度以降は、本来のそういった空きがあれば入居募集をして入れていくということになるんでしょうけれども、やはりちょっとその、よく若い世代の中でも、町営住宅に入れるのかどうかとか、またいろいろ移動できるのかどうか、いろんなご相談もあったわけですけども、結局なかなか入れないということで、町外に出られた方もおられます。

そういう点で、町営住宅というのは、今の公営住宅法の絡みで言いますと、大変入居には一定の線がありますから、全て誰でも入れるというわけではないにしても、十分こういった資産といいますか資源というものをちゃんとやはり回転させていくということをしていただきたいというふうに思うんです。

それで、これに関連しまして、住宅という点で、和東町で定住を進めていくということになりますと、住宅というのが一つのネックになっているというのは、もう多分町長、町としても重々認識していただいていると思います。

いま、和東町で移住呼びかけ人なども指定といいますかね、お願いして、和東町にぜひ住んでいただきたいということで呼びかけていただいている方もいるわけですが、ただやはり一方で、呼びかけたはいいですけども、じゃどこに住むのかといったときにあてがないというようなことがある中で、大変そういった点では苦慮されている部分も耳にするわけなんですね。

その点で、和東町として、28年度は特に第4次総合計画の見直しや、また地方創生の総合戦略等でですね、住宅をどう確保するのかという点で、空き家の利活用を進めていくということを柱とされました。

その初年度として、私も注目をしていたわけですけども、実際空き家の利活用については、どのように28年度で進んだのか、その辺いかがでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

28年度の空き家の掘り起こしの状況でございますが、28年度まで、今年度もそうなんですけども、まだ制度として確立されていないという状況ございまして、空き家のお探しの方の情報がありましたら、その都度本当に口コミみたいな格好でお探ししてご提供していたというような状況でございます。ですので、制度としては、今

年度立ち上げようという段階でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

いわゆる口コミでいろんなつてを伝ってですね、あそこをお世話してもらったとか、お世話したとかいうことは私も耳にはするんですけども、これはある意味、本当にもう番外編といいますかね、いうことやと思うんですよ。それも大事なんですけどもね、もちろん。

ただ、やはり町としてこれを一つの政策の柱としている以上は、空き家バンクであるとか、また空き家として使えるように一定の改修を行う上での補助であるとか、また家財道具を整理するための補助であるとか、そういったものがしっかり整った上でそれをどう利用していただけるかということだと思うんですね。

私はやはり、28年度に第4次総合計画でそこを柱にされた以上は、この年度中にそういった制度そのものは私はできるものだというふうに思ってたんですね。

そうでないと、その総合計画の趣旨からも外れてしまいますし、そこをどういうふうに思ってたわけですけども、その辺が28年度にはできなかったというのは、どのあたりに要因を持っておられるのでしょうか。

○委員長（岡田泰正君）

犬石地域力推進課長、答弁。

○地域力推進課長（犬石剛史君）

お答えいたします。

空き家対策、空き家の掘り起こしでございますが、昨年度進まなかったというところの理由といたしましては、京都府のほうで空き家対策の空き家活用の移住促進条例というものができ上がった年でございますが、その府の支援をどういった内容なのか

というのを見きわめている状況だったという状況がございます。

その中で、府と足並みを合わせた支援ということを検討しておったところございまして、町としてはなかなか一步踏み込んだところができなかったという現状でございます。

ただ今年度に関しては、少なくともその府の制度に乗る形で空き家バンクの立ち上げ、それから移住促進特別区域の町全体の指定というふうなところが実現するように今調整しているところございまして、村山議員の一般質問でもお答えいたしました。が、町内のほうに不動産会社がないということも一つの要因でございまして、仲介事業者を府から不動産宅建協会を紹介していただきまして、ここに間に入っていただく格好で空き家バンクを立ち上げて、指定に関しても、特区指定に関しても、町内全域で広げていくように府と交渉している状況でございます。

そういった諸条件を整えて、まずは府の支援制度に乗った形で、私どもとしまして、町としまして、空き家活用のほうを進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（岡田泰正君）

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

いわゆる京都府の動きを見定めてやっていたという中で、28年度はそういう意味では動きがとれなかったというのがお話だと思うんですけども、やはり以前に農村振興課のほうで空き家の状況調査ですね、実態調査をしていただいて、数年間ほとんど何も動かなかったわけですね。

やはりその、そういう住宅の確保が定住を進めていく鍵になるということはもう数年前から町も認識されていたと思いますし、だからこそ第4次総合計画の中では、この空き家対策というのを、私は住宅確保の柱にされたというふうに私は認識しているんです。

そういう意味で、ここ２８年度も含めてですね、いろんな事情があるにしても、何らやはりその動きが合っていなかったというのは、大変大きなもったいないことをしたというふうに思うんです。

２９年度以降におきまして、京都府の制度も含めてですね、空き家バンクを設立し、制度を利活用していきたいというふうに言っているわけですが、これは京都府の特区制度を利用しなければならないものなのでしょうか。

もちろん、それが利用できて、全てうまくいくのであればそれでいいのかもしれないけれども、そうじゃない場合もあると思うんですね。

そういう点では別に特区がなくても、今まで京都でいえば一番先進的な綾部市と言われてますけども、そこも含めて、もう以前から空き家バンクであるとか、そういった制度はずっとあったわけです。お隣の笠置町も含めてですね、それはそれでやってたわけです。うまく行っているかどうかは別にしても。

だから、そういう意味では、京都府の制度をもちろん活用すべきところはしたいんですけども、それにかかわらず、町としても方針を持って独自に立ち上げていくことも含めてすべきときじゃないかと思うんですけども、その辺、町長、いかがですか。

○委員長（岡田泰正君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本委員が言われますように、この後期基本計画においても、そういう点は定住というのが大きな和束町の施策に置いております。その中のメインとなるのが、やっぱり空き家対策であると思います。

当面そういったもので調査をしていたんですが、その調査をして、そして空き家を把握して、次の形の今町独自の条例とか、いわゆる空き家バンクを考えてきたんですけども、この２８年度当時のときに、この空き家バンク、今課長の答弁もありましたように、いわゆる宅建法とか、そういったものがなかった。なかなかできない。それ

とまた先進地ではNPOを立ち上げて、そしてやっておられるというのがたくさんありました。そういう事例に乗せていこうという中でも、なかなかこれが進まなかったことも事実であります。

そういう中で、京都府のほうで条例が生まれました。この条例については、和東町全域ということにはならないんですよ。特区指定をしていかなきゃならん。

だから和東町に条例がない以上は、先ほど犬石課長が答弁いたしましたように、京都府の条例をして、そして説明に入ろうということで、まずそれを受けていただいたのが湯船区でありました。

そして、それをもし和東町でその関係の条例とか施策ができなければ、それを利用して、利用してというんですか、そういうことになれば、まず特区に指定できるようにしなきゃならないと、これ一つの方針であります。

しかし、我々は、それだけではなかなか岡本委員も言われるように、もう一つ前へ進んでいかない。今国のほうでは、このマッチングするのは条例でない、その設置の宅建業者のない所については、国のそういう設置した所、それによってやってもいいとか、いわゆる大きい段階、府とか国の段階を利用してですね、マッチングしてやろうという動きも一方ではあります。

そういうことも今動きを見ながらですね、和東町としては、今言いますように、まずは特区になる。そして今、犬石課長が言われた独自の施策、宅建業会にお願いして、そして、いわゆる立ち上げる諸条件を整えて、そしてやっていこうと、こういうことで今進めているところであります。

先ほど村山委員、前からも議会で質問されておりましたように、これは大事なことやから、いわゆる担当でも決めてやれというような施策の内容でもありますので、そこはそういうことを十分認識いたしまして、今課長が答弁いたしましたように、いろいろな状況を見て、この問題に対応してまいりたいと。

この29年度はそういう意味で、私は空き家対策の正念場だと、こういうふうを受

けとめているところであります。

どうかそういう意味で、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

質疑を終結をいたします。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番、岡本正意委員。

○6 番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

私は、提案されました各会計決算認定のうち、認定第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 6 号並びに第 7 号について反対討論を行います。

まず、認定第 1 号 一般会計決算についてであります。

平成 28 年度は、格差と貧困を広げるアベノミクスの本質があらわになる中で、住民生活はさらに厳しさを増すことになり、それに対し町行政がどのように向き合われるか、暮らしを支える役割を果たせたかが問われました。

また一方で、国は、暮らしへの負担増や社会保障の切り捨てを進める一方で、地方創生の名のもとに、稼ぐことを主目的にした観光等の取り組みへの予算をばらまく中で、町行政においては、安易で近視眼的な事業展開ではなく、真にまちづくりと住民生活の土台を強化し得る方向での取り組みが進められたかどうかとも問われたと思います。

このような中で、28 年度の本町の取り組みにおきましては、町の嘱託・アルバイト職員の賃上げや非常備消防における団員の処遇改善、機能別団員の登用、また商工会との連携による買い物支援、ハード面における庁舎の耐震化やトイレの洋式化などの施設整備など、評価できる施策ももちろん見られましたが、全体として、次年度に

つなぐべき課題、見直すべき課題が多く、決算認定には反対するとともに、何点かについて指摘したいと思います。

第１に、定住人口を維持し、ふやす取り組みが極めて弱かった点であります。

この課題で柱となるのが、住宅と子育て支援ですが、双方ともふさわしい取り組みとなっておりません。

住宅問題では、空き家の利活用制度の早期整備とともに、一定数の町営住宅整備の方針を持ち推進すべきと考えます。

子育て支援では、教育費や保育料の無償化など、思い切った経済的負担軽減が必要です。

けさの新聞にもありましたように、近隣の井手町では、給食費の無償化に踏み出すことが報道をされております。お隣の笠置町でも既にこの４月から小学生の給食費の無償化、修学旅行費の無償化が始まっております。

こういったことも踏まえて、思い切った取り組みを進めていただきたいというふうに思いますし、保育園や学童保育での時間延長を速やかに実施するなど、働く保護者への支援強化がますます不可欠となっておると考えます。

第２に、暮らしを支える取り組みが不十分である点です。

アルバイト職員の久しぶりの賃上げは確かに前進でしたが、抜本的な改善とはなっておりません。平成２７年度に引き上げたし尿くみ取り手数料への独自補助も十分可能であったにもかかわらず、かたくなに拒否をされました。

また、２７年度のマル老の縮小に続き、２８年度は後期高齢者医療の保険料値上げが行われましたが、何ら手だてを打とうとする姿勢すらありませんでした。

２８年度予算審議の際に指摘をいたしました、アベノミクスの失政のもとで、地域経済も住民生活も極めて厳しさを増しているという自覚が問われますが、残念ながら、その自覚が大変弱いと言わざるを得ません。

平成２８年度に議論もさせていただきましたが、水道料金の２５％値上げを盛り込

んだ簡易水道事業経営戦略を策定されましたが、質疑を通じて、住民生活がまるで眼中に入っていない行政の姿勢が浮き彫りになりました。

住民福祉の向上を使命とする地方自治体の役割も責任も放棄したものであり、改めていただきたいというふうに強く要望をいたします。

第3に、地方創生やその事業の大半を占める観光関連事業についてであります。一番の問題は、最も重視すべき住民生活や地域経済の土台強化に十分つながっていないことであり、観光事業関連については、現場での奮闘や努力はありつつも、本町の現状に見合った取り組みとしては大きな疑問がございます。

28年度に約7,000万円以上を費やし観光案内所が整備されましたが、観光案内そのものは必要としても、あれほどの施設が必要であったかはやはり思えません。施設整備をする上での防災面やバリアフリー面を初め、十分に練られたとは言えず、拙速の感は否めません。

既に整備された上は有効活用を望む以外にありませんけれども、これほどの多額の予算をかけて観光案内所を整備する一方で、住民の命や生活を支える水道の料金を25%も値上げする議論というのは、そもそも理解は得られない、そういったことを肝に銘じていただきたいと思います。

第4に、公共交通の充実に向けた取り組みですが、28年度におきましては、東部3町村を範囲とした公共交通のあり方が議論され、一定の方向性が年度末に出されました。

しかし一方で、町のバス路線等のあり方を検討する協議会が開催されず、住民的な議論が十分されていないことは問題だと思います。

検討された計画についても、南山城村から木屋地区、加茂駅までのルートを結ぶ路線は具体化されたものの、肝心の町全体の公共交通網の方向性はいまだ不明確なままです。

また、28年度に3,000万円を超える赤字補填を生み、経営が悪化している奈良

交通バスの路線については、町の唯一の公共交通路線との位置づけはあるにしても、抜本的な方向性を抜きにしてこのまま継続することを既定路線とするのはやはり疑問が残ります。

交通費負担の問題では、とりわけ近隣の他市町では考えられない高額な通学費を高校生に負わせている現状は一刻も早く改善すべきであり、早急な対応を求めたいと思います。

第5に、相楽東部広域連合での教育委員会や広報発行の事務は早急に見直し、各町村事務に戻す必要があると考えます。

広域連合による教育全般の運営というケースが全国に一切波及していないのは、教育を大事にする理性が働いているからです。

相楽東部の教育委員会の統合の目的は、子供たちや教育のためではなく、明らかに財政事情を優先したものであったことは明らかです。

そのようなゆがんだ施策のもとで教育を扱うべきでないことは、これまでも繰り返し指摘をしまいいりました。

また、広報も本来、各町村の顔となるべき役割のものであり、責任を持って発行すべきものです。早急に見直すことを強く求めたいと思います。

また、広域連携という点では、28年度に相楽東部広域連携協議会というものが立ち上げられ、この29年度のまちづくりセンター設立につながっていますが、そもそも広域連合があるもとで、なぜこの改めて3町村の協議会がつくられたのか、これは大変私は疑問に思っております。二重行政の問題が出てくるというふうに私は考えております。

こういった意味も含めて、見直しのほうを考えていただきたいと思います。

第6に、同和行政の終結がいまだにできていない点であります。

運動団体への事実上の補助金となっている各種団体補助を初め、28年度は旧同和地区のみを対象とした防犯灯取りかえ補助の存在や、下水道の水洗化補助金の適用も

いまだに継続されていることが明らかになりました。

防犯灯の補助につきましては、２９年度において全区を対象とした対策に切りかえられましたが、２８年度中に国会において成立が強行された部落差別解消推進法を根拠にした新たな特別対策が行われる危険性が生まれております。

行政におかれては、法の成立と一体に決議された附帯決議を踏まえ、新たな特別対策の復活をしないよう、強くこの場をかりて要求するものであります。

以上の点を指摘をし、一般会計の決算認定に反対する討論といたします。

次に、認定第３号 国民健康保険会計決算についてであります。

国民皆保険制度の最後の砦として、命と健康を守る国保制度の役割はますます重要となる一方で、高過ぎる税負担が逆に暮らしを脅かす事態が続いております。これは平成２８年度におきましても同様であります。

そういった住民の矛盾のごまかしを先送りをして、来年度から都道府県による一元化が行われようとしておりますけれども、その一元化の内容そのものが十分に被保険者に伝えられてない。いわゆる来年度からの保険税のあり方、試算というものが一切公表されず、いまだにその公表の時期も明らかにされていない。これは被保険者を置き去りにした一元化の議論であるというふうに私は思います。

こういった議論に加わってこられた町長としても、被保険者の立場に立った情報公開を進められるように強く府に対しても要望いただき、試算の公表については、町の判断でできるものでありますから、町として、しっかり判断をしていただきたいということをもまず述べておきたいと思います。

その上で、現在における国保事業の矛盾点として、１点目は、やはり高過ぎる国保税の問題がございます。少しでも２８年度におきましても引き下げるべきだったというふうに思います。

とりわけ平成２７年度から、被保険者の保険税負担の軽減を目的とした国の保険者支援が実施されているわけですから、これも含めて、税負担の軽減に充てるべきでは

ないかと思います。

しかも、平成28年度は約5,000万円もの黒字を計上をいたしております。こういった財源も含めて、負担の軽減に充てられることが28年度も可能であったのではないかと思います。

第2に、法並びに条例でも規定されている保険税や一部負担金の減免の実施、これ自身が十分に行われていないことは行政の怠慢であり、被保険者の権利を保障し、適切な減免を実施すべきではないかと思います。

第3に、短期保険証の発行は、この間減少していつているものの、やはりこれは被保険者の命や健康、これを深く脅かすものでございます。人権侵害の一つでもございます。

全国的にも受診抑制や病気の発見のおくれなどによる死亡や重症化のケースの要因にもなっております。

直ちに短期保険証の発行はやめていただき、全ての被保険者に正規の保険証を発行いただきたいと思います。

第4に、診療所につきましては、平成28年度に町内医院の休院や、またかかりつけ医を重視する国の方針もある中で、第一次診療機関としての重要性が大変高まった年度でもありました。

しかし、それに見合った診療体制が確保されたとは言えません。この間、山城医療センターからの支援があったものの、位置づけの高まりにふさわしい診療体制が組まれたとは言えません。

この間、夜間診療について、若干の診療日の減があったことは、それを大きくあらわしているというふうに思います。

医師の負担の軽減という事情はありますけれども、やはり現在の求められるそういった体制に向き合った体制強化をお願いしたいというふうに思います。

平成28年度におきましては、長年にわたって行われてきた人間ドックの5割負担

という異状な負担の状況がようやく 3 割負担に戻された年度でもあります。

これに加えて、2 割負担での節目ドックの実施やまた特定健診の費用の無料化も行われました。

このこと自身は大変前進であるというふうに考えますけれども、そもそも人間ドックの負担を 3 割というのは、もともとの制度であり、これまでが異状であったということを肝に銘じていただきたいというふうに思います。二度とこのような異状な事態を生まないように、行政として責任を持った運営をしていただきたい、このことを最後に述べまして、反対討論といたします。

次に、認定第 5 号 下水道事業の会計についてであります。

下水道事業の最大の問題は、質疑でもありましたけれども、肝心の接続自身がまだ 6 割台にとどまっている。このことがございますし、なかなか接続がふえていかない状況が続いている点ではないかと思えます。

接続が進まない原因は、経費負担の重さにあることは明らかであります。町は一般的な啓発や周知だけしか行っておりません。求められているのは、経済的な負担への支援であり、軽減でありますので、この点について決断をしていただき、実施をしていただくように求めまして、反対討論といたします。

次に、認定第 5 号 介護保険会計の決算についてであります。

介護保険につきましては、平成 27 年度に制度が大幅に改悪をされ、保険料値上げや、また一定所得のある場合の 2 割負担、特養ホームへの入所資格等の要介護 3 以上にする、そういった改悪が行われました。

保険あって介護なしという事態が平成 28 年度におきましても大きく進んでいるわけですが、町として、そういったことに対する対応が大変できていない状況が続いていると思えます。

平成 28 年度は、この 29 年度から本格的に実施をされました総合事業の取り組みの準備について、大きな労力を行政としてとっていただいたというふうに思いますし、

大変ご苦勞をいただいたというふうにも思っております。

当初述べられていた大変矛盾があるやり方については一定改善が行われ、基本的に現行の取り組みとして行われるように努力いただいたことは評価したいというふうには思います。

しかし、一方で、府下でも大変高い介護保険料の負担が被保険者の生活を脅かしております。

決算でもありますように、介護保険料そのものは多くの方が年金天引きになっていて、滞納が生みようがないという状況がありますけれども、いわゆる普通徴収の方については、8割そこそこの徴収率にとどまり、年々保険料の滞納額もふえてきております。

こういった状況を踏まえて、保険料の軽減や、また利用料の軽減策等も、今後とも真剣に検討いただきたい。このことを強く要求いたしまして、反対討論といたします。

最後に、認定第7号 後期高齢者医療特別会計決算についてであります。

後期高齢者医療制度は75歳という年齢で医療に差をつけ、命の格差を持ち込む最悪の制度であり、本来廃止されるべき制度であります。

しかも、平成28年度、29年度の保険料が前期よりも値上げされ、制度発足当時から懸念された、連続する負担増が現実となりました。

これに加えて、政府は、これまで実施してきた9割を最高とする保険料の軽減を今年度から段階的に廃止する方向で今動いております。

今後さらなる保険料負担の大幅な増加が懸念をされるもとで、保険者として、また、広域連合に参加する町として、被保険者の命と健康を守る立場で負担の軽減に当たっていただきたいというふうに強く要求をしたいと思います。

また、人間ドックの負担については、国保の改善とあわせて、3割負担に改善をされましたけれども、本来1割負担が窓口負担の基本である後期高齢者医療におきましては、人間ドックにつきましても1割負担が妥当であるというふうに思います。

今後とも改善に向けて検討いただくことを要望いたしまして、反対討論といたします。

○委員長（岡田泰正君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

８番、竹内きみ代委員。

○８番（竹内きみ代君）

平成２８年度和東町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

地震や地球温暖化による気候変動による豪雨災害等、さまざまな大規模災害が多発している中で、住民の生命財産を守るため、災害への迅速、的確な対応など消防防災体制の強化は喫緊の課題であります。

さて、平成２８年度決算状況を見てみますと、黒字決算となったものの、平成２７年国勢調査人口の減少により、根幹となる普通交付税が減少し、財政状況が硬直化しつつある中で、和東町第４次総合計画後期基本計画の初年度として、防災力の強化と拡充に向け、防災拠点である庁舎や人権ふれあいセンターの耐震補強事業を実施されるとともに、機能別団員の新設や消防防災分野における女性の活躍を促進されました。

また、商工会と連携した買い物サポート事業に取り組まれるなど、高齢者や障害者が安心して暮らし、社会参加できる思いやりのある福祉のまちづくりに向けて取り組まれています。

地方創生も本格稼働する中、日本遺産でもある茶畑景観をＰＲし、他町村と連携して広域観光を進められてきた結果、交流人口も、平成２８年度末で９万４,４６３人となり、平成２６年度と比較すると２５％増加しました。

交流人口の拡大によるおもてなしの環境整備は不可欠で、トイレ不足の解消に向けた移動式トイレカーの導入や、住民の協力を得て実施する縁側カフェ事業、滞在型観光に向けた農家民宿や民泊の促進、和東山の家についても青少年の宿泊施設に加えて

一般観光客向けにリニューアルされるとともに、観光案内所を建設されるなど、お茶の京都ターゲットイヤーに合わせて住民・行政が一体となり、観光客の受入体制と環境整備を実施されました。

さらに地区住民が集落維持・存続と活性化に向けて、新たな組織を立ち上げられる動きが見えてきたことは、これまでにない協働のまちづくりの成果であると言えます。

住民の観光に対する関心とともに、町外からの関心も高まりつつあり、将来への期待と可能性が感じられ、その取り組みの姿勢を評価するものであります。

地域資源を発掘し、磨き上げ、誇りの持てるまちづくりの結果、そこに人々が訪れ、交流が生まれ、観光が成立します。

豊かな自然と日本遺産に認定された茶畑景観を保全するためにも、農業振興は不可欠で、平成２８年度においては、海外における和東茶の販路拡大、茶業に加えた新たな農業として、ハーブやケールの栽培と農家への普及、茶業の省力化に向けた共同製茶等省力化推進事業の実施、新規就農者への支援、そして地域おこし協力隊による農業振興を進められました。

田舎暮らしの魅力向上と、観光や販路拡大による茶の消費量を拡大することで、農家の生産意欲を高め、地域経済の好循環を生み出すまちづくりに向けて積極的に取り組まれています。

さまざまな施策を講じられているにもかかわらず、人口減少が続いていますが、今後も過疎地域の現状を受け入れ、事業内容を重視したまちづくりを進められますとともに、４年後に開催されるワールドマスタースゲームズ並びに府道宇治木屋線トンネル化の早期完成を目指して、計画的な事業執行と将来を見据えたまちづくりを推進されることにより、人口減少の抑制に繋げていただくことを期待申し上げて、平成２８年度和東町一般会計歳入歳出決算について賛成するものであります。

議員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田泰正君）

3 番、村山一彦委員。

○ 3 番（村山一彦君）

私は、認定第 3 号 平成 28 年度和束町国民健康保険特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

平成 28 年度の国民健康保険特別会計は、実質収支約 4,960 万円の黒字決算となっています。

歳入の主財源である国民健康保険税の収納率は、現年度分・滞納繰越分合わせて前年度を上回っているとのことで、地方税機構との連携の中で収納率の向上に努力していることは評価できるものであります。

一方、給付に係る医療負担はまだまだ高い水準で推移しており、国民健康保険の事業運営には大変苦慮しているものと認識しております。

国民健康保険は、医療需要の高い高齢者を多く抱えているため、医療費は高水準で推移しており、町民の健康を支えることはもちろん、医療費の抑制のためにも、今後とも継続して人間ドックや特定健診の受診率の向上に取り組まれることを期待します。

国保の都道府県化、広域化が直前に迫っています。制度改革後どうなるのか、保険税の動向はなど、気になるところではありますが、拙速な議論は避け、決して情報がひとり歩きすることのないよう、丁寧な周知広報を望みます。

そして、新制度へスムーズな移行と健全な財政運営に一層の努力をされることを要望し、私の賛成の討論といたします。

委員各位のご賛同をお願いいたします。

○ 委員長（岡田泰正君）

4 番、吉田哲也委員。

○ 4 番（吉田哲也君）

私は、認定第 5 号 平成 28 年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から賛成討論を行います。

全国的に広がる自然破壊の中で、住民の自然環境に対する意識、特に水質環境保全への関心は年々高くなっており、豊かな自然環境を有する和東町においても、美しい自然と快適な生活環境を約束するため、平成６年度から進めた公共下水事業が一定の成果を上げたと確信しています。

和東町においても、町の下水道整備基本計画に基づき整備された下水道事業は、平成２４年度において一定完成し、戸数割合として、平成２８年度末をもって６５％の接続率となっています。

しかしながら、近年は施設の経年使用から一部施設修繕費が高騰している傾向も見られるようになってきました。

今後は、施設の老朽化に伴う維持経費など見込まれるものの、府内でも先駆的にストックマネジメントなどに着手され、健全な経営を目指そうという取り組みにも着手されています。

よって、平成２８年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成討論といたします。

○委員長（岡田泰正君）

５番、井上武津男委員。

○５番（井上武津男君）

私は、認定第６号 平成２８年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論をいたします。

介護保険制度が施行されて１７年が経過し、平成２８年度における保険給付費は、総額約５億１，４００万円で、昨年度に比べ、率に換算してマイナス１．６％、約８６０万円の減額となっており、２年連続で介護給付費が減少した決算となりました。

また、３３３人の方が要介護認定を受けられ、制度創設された平成１２年度では１５５人であったことから、２倍以上増加しています。

先日の一般質問では、６５歳以上の人口推計、７５歳以上の人口推計の説明を受け、

今後は65歳以上の総数は余り変動がないものの、75歳以上の後期高齢者と呼ばれる人口は、平成32年度には930人、平成37年度には1,060人になる見込みで、約18%増加すると試算されており、保険給付費はいったん減額となったものの、近い将来には介護保険給付費は、また増加に転じるものと予想されます。

これらの現状を踏まえ、平成28年度決算書を確認いたしますと、予算執行については、第6期介護保険事業計画内での執行がなされており、将来の介護保険給付費の増加に対応するための介護保険準備基金に1,000万円を積み立てしており、平成28年度においても、法令外の繰入金に頼ることなく、健全な特別会計、制度運用となっていると判断されます。

今後も、一層の保険給付費の適正化を図るとともに、介護が必要な方に必要とされるサービスが十分に提供される介護保険制度の充実を要望して、私の賛成討論といたします。

議員諸氏の賛同を期待いたします。

○委員長（岡田泰正君）

2番、藤井清隆委員。

○2番（藤井清隆君）

私は、認定第7号 平成28年度和束町後期高齢者医療特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、制度創設以来丸9年が経過し、すっかり住民の中に定着した制度になってきています。

こうした中で、平成28年度和束町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額が約6,040万円、歳出総額は約5,990万円となっており、歳入歳出差引額は約46万円の黒字であります。

収入の主なものは保険料収入で、収納率は98%を超えており、制度の周知と収入の確保に努めた結果であると理解しております。

また、歳出については、後期高齢者医療広域連合への納付金として町が徴収した保険料及び被保険者の保険料の軽減分を府と町が負担する保険基盤安定化負担金が主なもので、いずれも適正な予算執行が行われております。

今後も対象者である高齢者に対する親切丁寧な対応とともに、保険料の徴収に当たっては特別徴収が原則であります。普通徴収の被保険者に対しては口座引き落としの勧奨など、被保険者の利便性の向上に努めるなど、適切な対応を図っていただくよう要望し、私の賛成の討論といたします。

委員各位のご賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田泰正君）

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

認定第１号 平成２８年度和束町一般会計歳入歳出決算については、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第１号 平成２８年度和束町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定をいたしました。

認定第２号 平成２８年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第２号 平成２８年度和束町湯船財産区特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第３号 平成２８年度和束町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第３号 平成２８年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第４号 平成２８年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第４号 平成２８年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第５号 平成２８年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第５号 平成２８年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第６号 平成２８年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第６号 平成２８年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第７号 平成２８年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第７号 平成２８年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任をいただきますようお願いいたします。

これをもって決算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る９月２６日午前９時３０分より定例会が本議場で再開されますので、ご参集くださるよう通知いたします。

本日は大変ご苦労さまでございました。

午後 ４時００分 閉会

平成 29 年 11 月 27 日

決算特別委員会委員長 岡 田 泰 正